

邑楽町国土強靭化地域計画 (案)

令和4年 月

邑 樂 町

< 目 次 >

第1章 計画の概要

(1) 策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画期間	6
(4) 計画策定の進め方	6

第2章 本町の概況と特性

(1) 地域の特性	7
(2) 想定される大規模災害等	11

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

(1) 基本理念	16
(2) 基本目標	16
(3) 基本的な方針	17

第4章 脆弱性の評価

(1) 脆弱性の評価と対象とする自然災害	18
(2) 事前に備えるべき目標およびリスクシナリオ	19
(3) 施策分野と実施施策	20
(4) リスクシナリオごとの脆弱性評価	28

第5章 強靭化の推進方針

(1) 施策分野ごとの推進方針	39
-----------------	-------	----

第6章 計画の推進および進捗（しんちょく）管理

(1) 優先的に取組む施策	58
(2) 重要業績指標（KPI）の設定	61
(3) 施策の推進と進捗管理	65

参考

第Ⅰ章 計画の概要

(1) 策定の背景と目的

①背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に大規模自然災害などに備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靭化に関わる国の他の計画などの指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「国 の 基本計画」という。）を策定し、平成30年には基本計画の見直しを行いました。

また、群馬県においては、令和2年3月に、国 の 基本計画との調和を保ちながら、「群馬県国土強靭化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

こうした状況の中、本町においても、災害時において町民の生命および生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっています。

このため、どのような大規模自然災害などが起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを、国・県と一体となって推進するため、「邑楽町国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

②国土強靭化とは

国土強靭化とは、大規模自然災害などに備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するものです。

【国の国土強靭化の理念】

いかなる災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

【地域の強靭化を推進するメリット】

メリット①：事前の取組で被害を縮小

- ・地域計画に基づく取組を発災前に実践して地域が強靭化されることにより、大規模自然災害などが起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくできる。
- ・被害を小さくすることにより、より迅速な災害復旧・復興につながる。

メリット②：施策（事業）のスムーズな進捗（しんちょく）

- ・施策の優先順位を対外的に明らかにすることで、国土強靭化に関わる新規・既存の各種の施策が、より効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。
- ・地域計画に基づく取組に対して、関係府省庁所管の交付金・補助金による支援が行われる。

メリット③：地域の持続的な成長

- ・地域の強靭化は、大規模自然災害などの被害の軽減だけでなく、被災による様々な地域の変化に対する対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促す。
- ・取組に対する全国的な周知・広報により、地域内外から適正に評価され、投資の呼び込みにつながる。

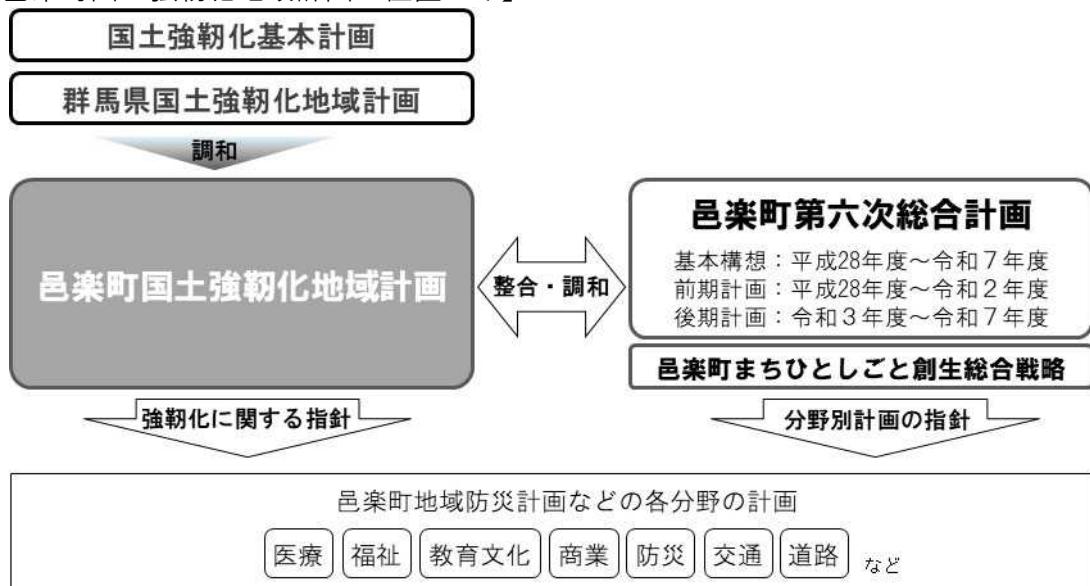
(2) 計画の位置づけ

① 計画の位置づけ

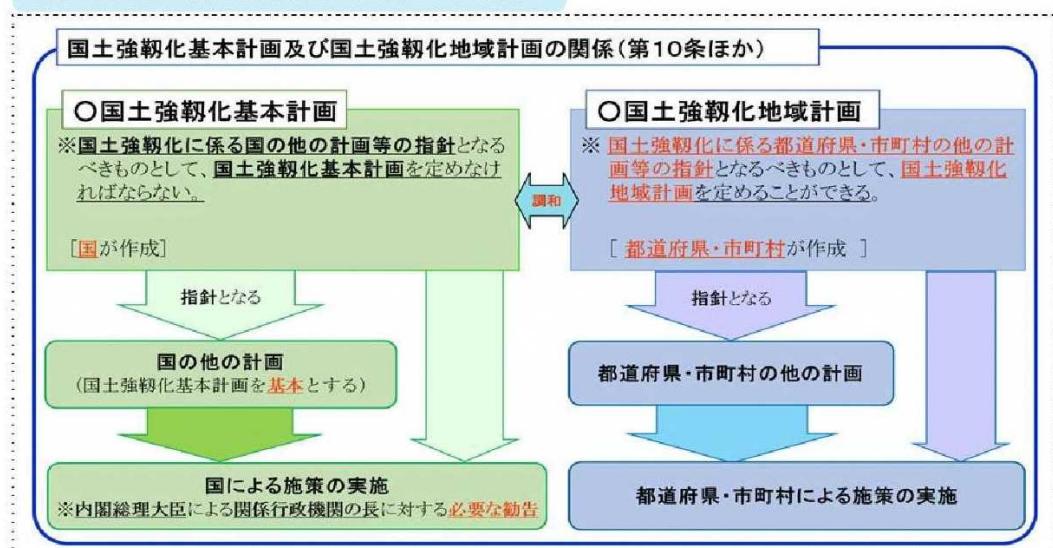
本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画です。

県地域計画が、県土全域に関わる計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、行政経営の総合的な指針である「邑楽町第六次総合計画」との整合・調和を図りながら策定し、災害対策基本法に基づき策定した「邑楽町地域防災計画」と役割分担を図りながら本町の強靭化を目指します。

【邑楽町国土強靭化地域計画の位置づけ】



〔参考〕国土強靭化に関する計画の体系



(出典) 国土強靭化地域計画ガイドライン(内閣官房国土強靭化推進室)

※基本法14条：国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

②上位計画

1) 国土強靭化基本計画

国の基本計画は、基本法に基づいて策定された計画であり、国土強靭化に関わる国
の他の計画などの指針となるべきもので、以下の事項について定めています。

- 一 國土強靭化基本計画の対象とする国土強靭化に関する施策の分野
- 二 國土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

2) 群馬県国土強靭化地域計画

県地域計画は、国の基本計画との調和を保ちながら、令和2年3月に策定され、以下の4つの基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②県および社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

の実現に向けて、国や市町村、民間と連携して、総合的に取組を推進することとしています。

③地域防災計画との関係

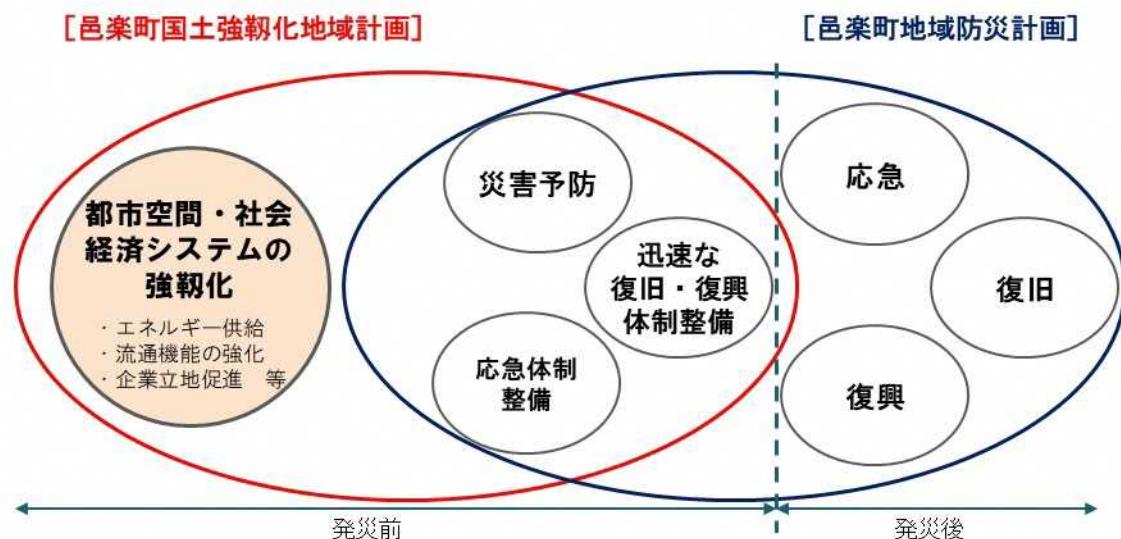
地域防災計画は、基本的には地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応をとりまとめたものです。本町においては、「風水害・雪害等対策編」、「震災対策編」、「その他の災害対策編」の3つに分類して計画を策定しています。

一方、強靭化地域計画は、あらゆる大規模自然災害などを想定しながら、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにした上で、最悪の事態に至らないための事前に取組むべき施策を考えるという観点から、強靭な国づくり、地域づくり、仕組みづくりを平時から持続的に展開する強靭化への取組の、方向性・内容をとりまとめたものです。

【地域防災計画との比較】

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価・リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【国土強靭化地域計画と地域防災計画との関係イメージ】



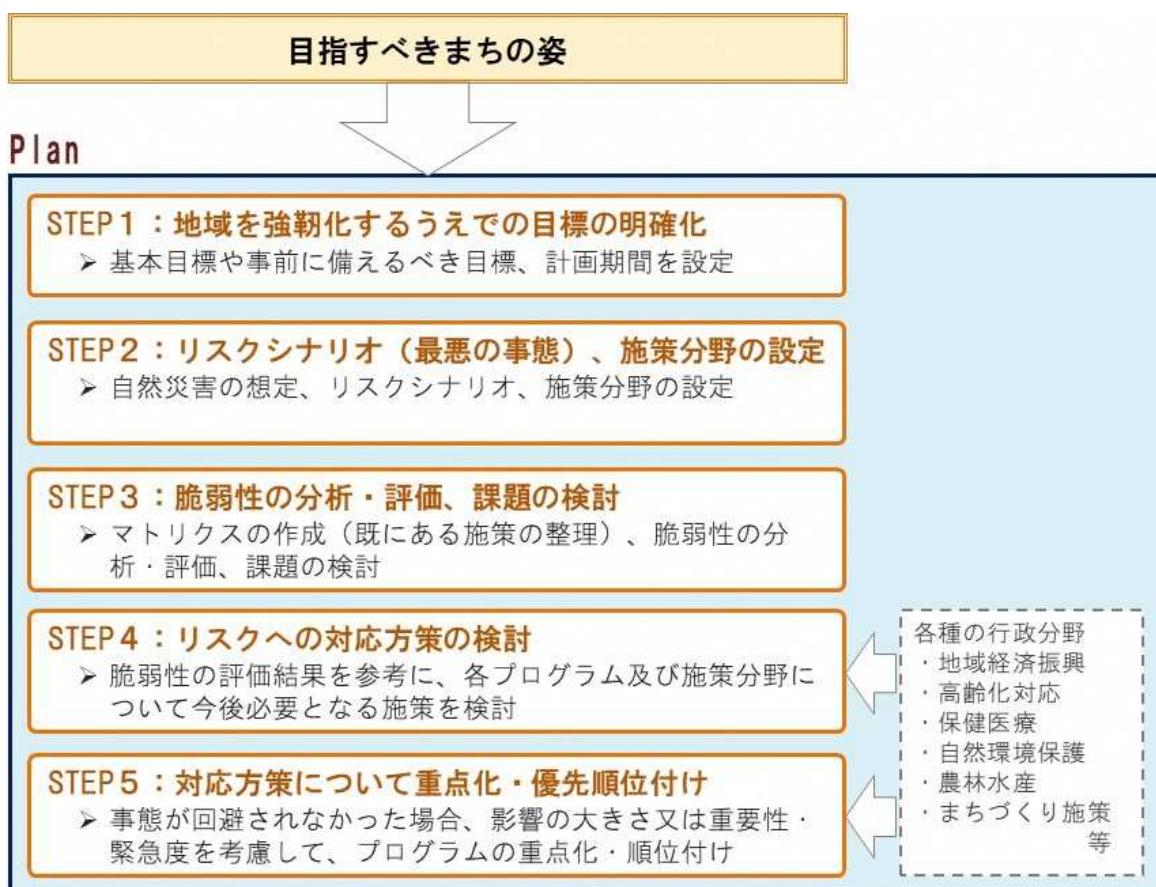
(3) 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。なお、県地域計画の見直しや社会情勢などの変化、強靭化施策の進捗（しんちょく）状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画策定の進め方

強靭化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第7版）」（令和2年6月、内閣官房国土強靭化推進室）を参考に、以下の手順により計画を策定します。

【地域計画策定の進め方】



第2章 本町の概況と特性

(1) 地域の特性

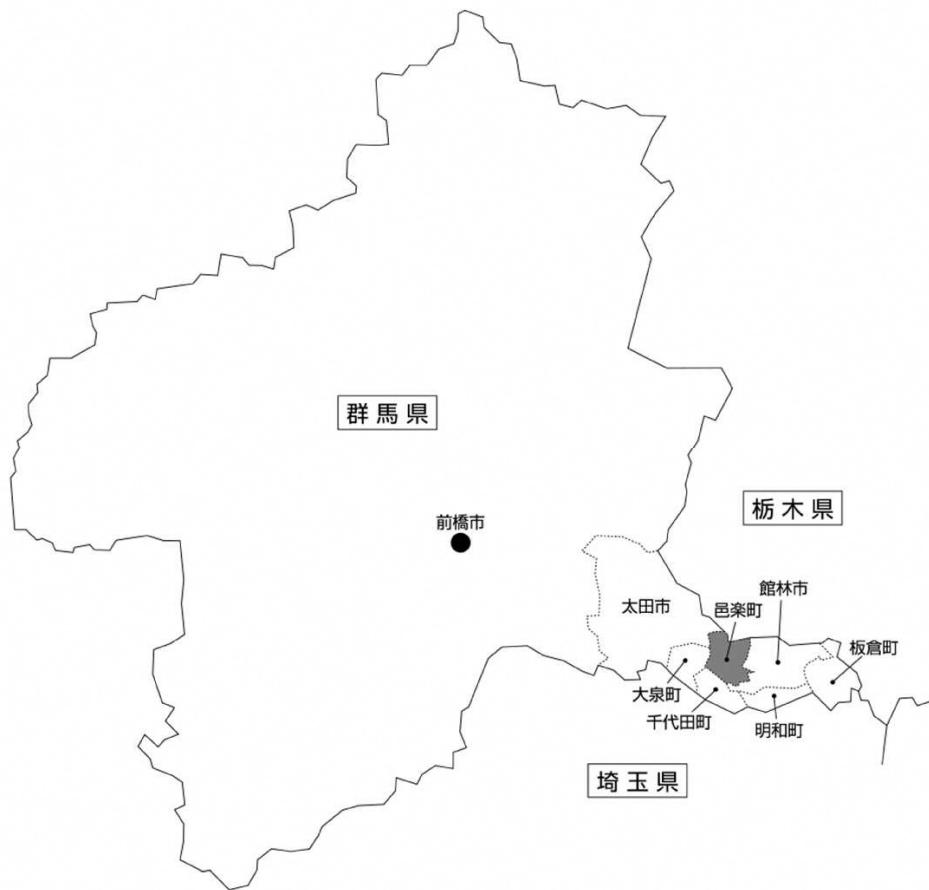
①位置・地勢・気象

本町は、群馬県南東部に位置する邑楽郡に属し、東は館林市、西は太田市・大泉町、南は千代田町、北は栃木県足利市と接しています。町域は、平均標高25mの平坦地であり、東西約6km、南北約7.7kmで、町面積は31.11km²となっています。

本町の東側には、白鳥が飛来することで有名な多々良沼、中央部には多々良川や孫兵衛川が流れ、肥沃な農耕地、アカマツ林・雑木林などの平地林があり、水と緑の自然環境に恵まれています。

気候はいわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色です。気温は、夏期冬期の一時期を除き、全般的に温暖ですが、夏期は最高気温が35°C以上の猛暑日もあり、高温多湿となっており、降雨量は、年間約1,200mm程度で8・9月に最も多く、冬期は晴天が続き雨量は著しく少ないため乾燥度が高く、日照時間は全国的に見ても上位となっています。

【位置図】

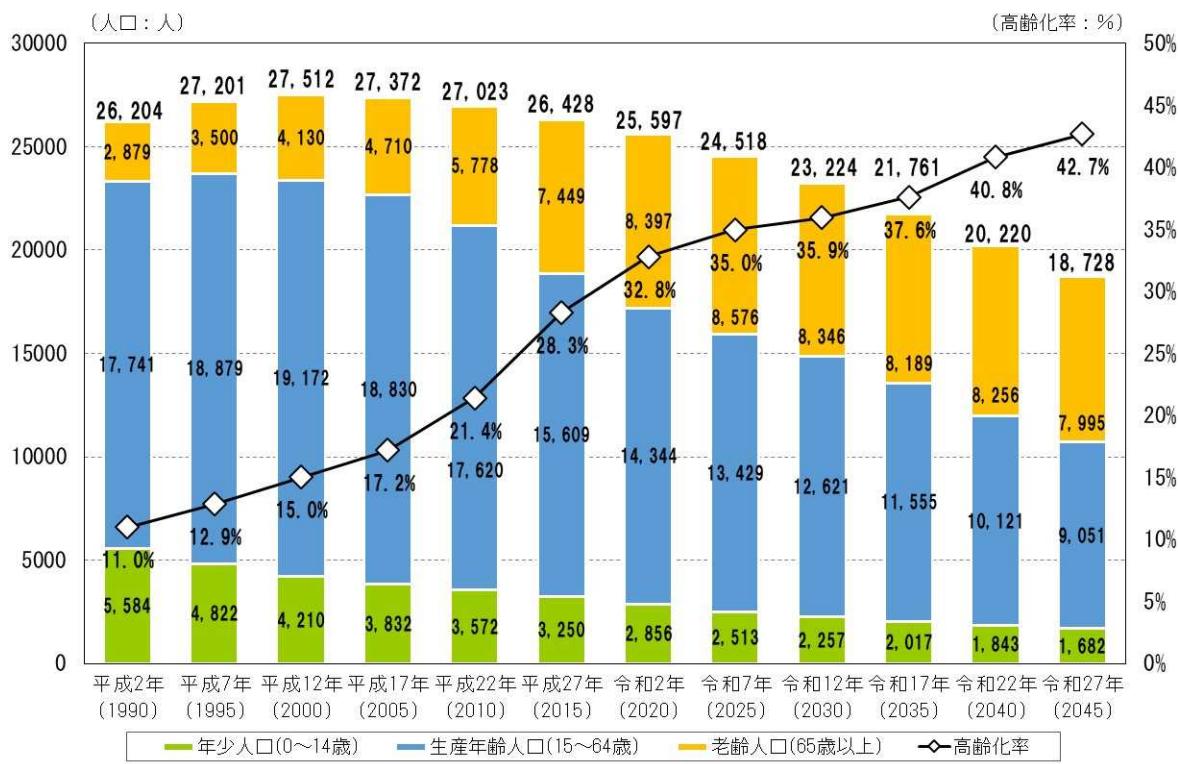


②人口・世帯

本町の人口は平成12年をピークに減少傾向が続いている、今後も減少傾向で推移することが予測され、令和27年には18,728人と平成27年と比べて、7,700人(▲29%)減少すると見込まれています。

さらに、高齢化の進行も顕著であり、平成27年に28%であった高齢化率は、令和27年には43%と3人に1人以上が65歳以上となることが見込まれています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



一方、世帯数は平成27年に9,516世帯と増加傾向で推移していますが、世帯構成では単独および夫婦のみの世帯が42%を占め、20年間で倍増となっています。

【世帯数の推移】

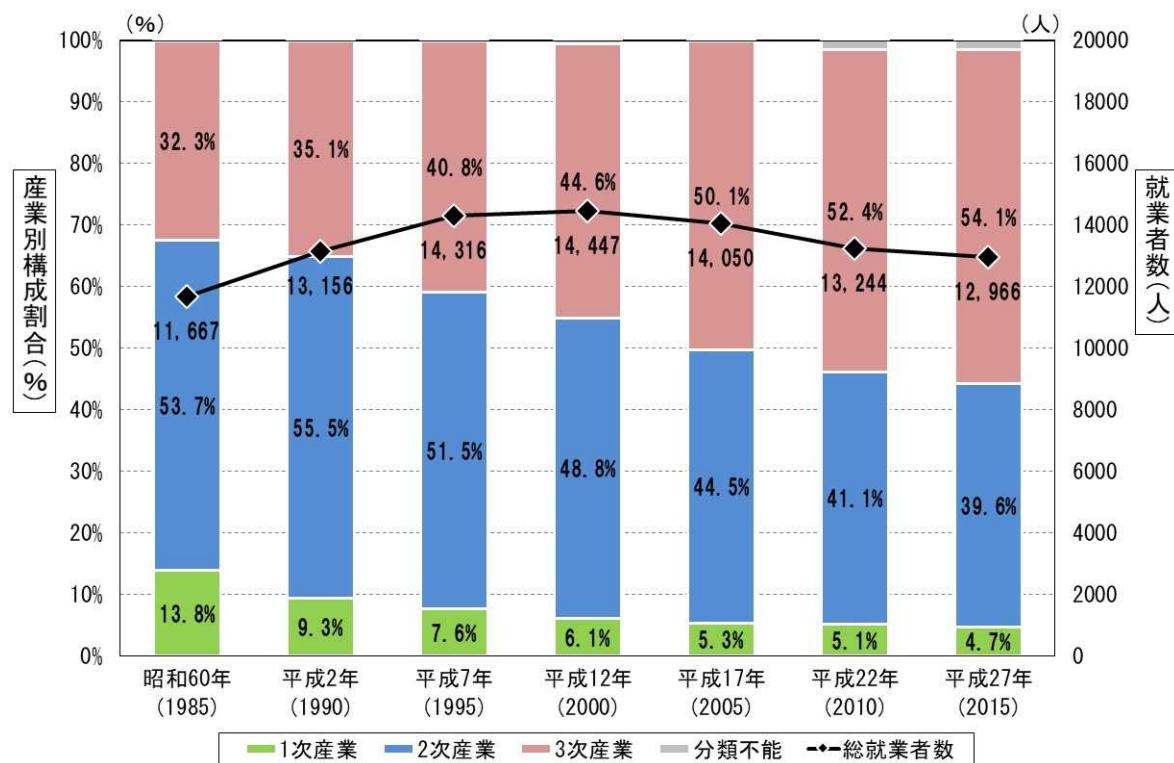
		平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
邑楽町	一般世帯	7,294		8,389	8,806	9,185	9,516
	単独世帯	899	1,008	1,166	1,391	1,686	1,988
	夫婦のみの世帯	768	1,066	1,326	1,573	1,835	2,030
	二世代世帯	4,003	4,283	4,394	4,414	4,455	4,508
	三世代世帯	1,538	1,496	1,365	1,236	1,000	751
	親族等との同居世帯	86	106	138	192	209	236
	不詳	0	0	0	0	0	3
単独及び夫婦のみの世帯割合(%)		22.9%	26.1%	29.7%	33.7%	38.3%	42.2%

(出典) 国勢調査(総務省)

③産業

就業者数は平成12年以降減少傾向にあり、平成27年には約13千人となっています。産業別では3次産業の割合が年々増加傾向し、就業者の過半数を占めており、まちの基幹産業である2次産業（工業）の割合は約4割となっています。

【就業者数および産業大分類別の構成割合の推移】



(出典) 国勢調査（総務省）

④交通

本町は都心から北に約70kmの距離にあり、隣接市町を経由し東武鉄道や東北自動車道、および首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの交通網で首都圏とつながっています。

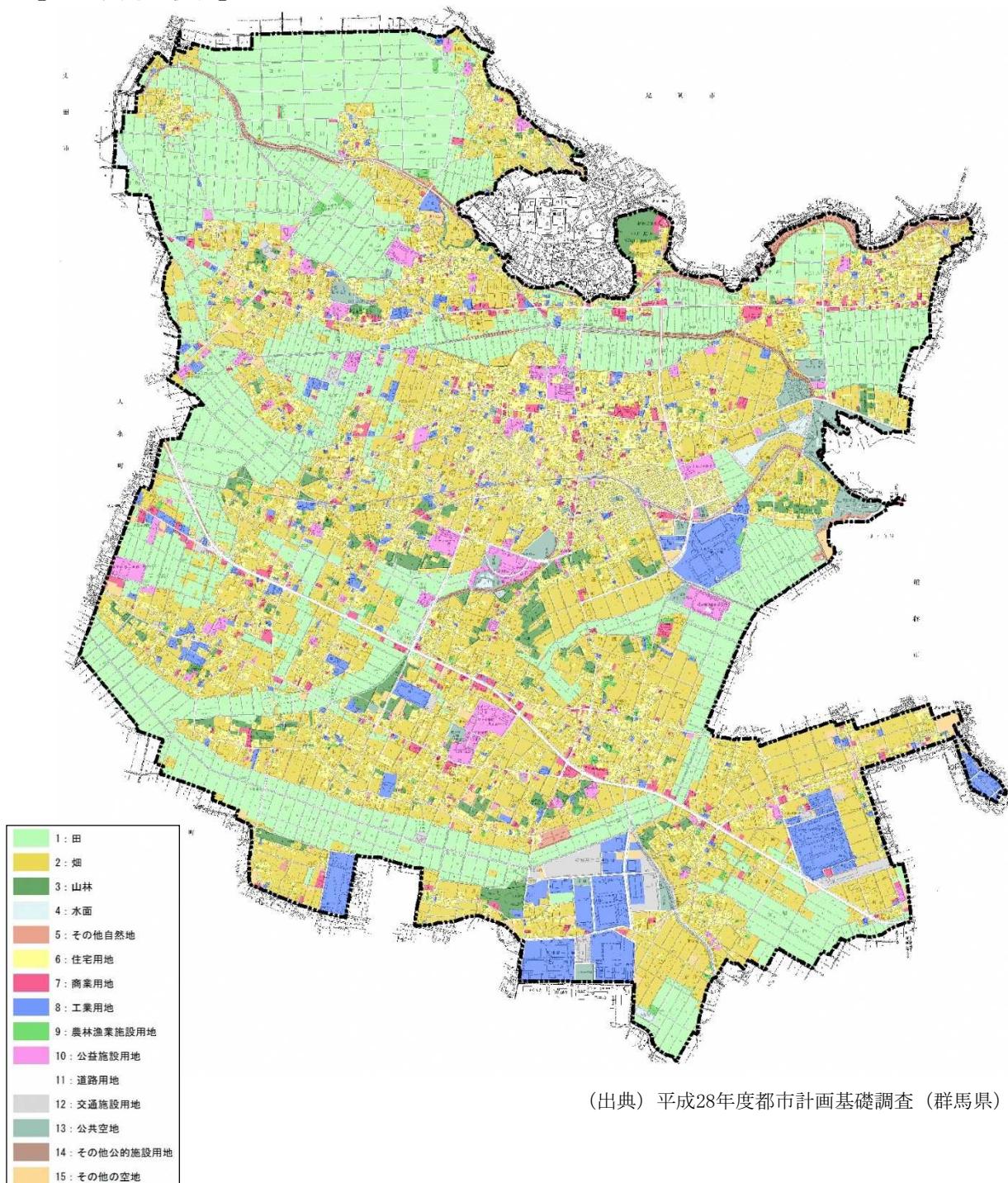
町内の道路網は、東西方向に国道122号・国道354号、南北方向に主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線が通っています。また、公共交通は、東武鉄道小泉線が乗り入れ、本中野駅周辺を中心として市街地が形成されています。

④土地利用

土地利用の状況では、町域面積の約半分を農地が占めており、宅地は4分の1弱となっています。近年は、本町の特徴である平地林を含む山林や農地、原野などから、太陽光発電設備用地や駐車場などへの用途転換が進み、その面積は減少しています。

市街地や集落地内では空き家や空き地が増加傾向にあり、また、農地においても遊休農地が年々増加しています。

【土地利用の状況】



(2) 想定される大規模災害等

①主な既往災害

本町では、これまで台風などによる大雨害や強風害、初春に発生する降霜害、日中の昇温に伴う雷災害や雹害、近年は短時間に大雨をもたらす集中豪雨や竜巻などの突風が発生し、建物や農作物への被害のほか、人的被害に及んだものもあります。

これらの過去の災害などを踏まえ、今後、町内で甚大な被害が想定される大規模自然災害として、「風水害など」および「地震」の2種類を想定します。

【過去の主な災害記録】

年	月 日	記 錄
昭和13年	6月28日～7月5日	水害 邑楽郡で冠水被害
昭和16年	7月21～22日	台風8号房総半島南端上陸 邑楽郡で冠水被害
昭和19年	6月23日	雹害 田植えを目前に苗代・陸稻・野菜など農作物の被害甚大
昭和22年	9月13～15日	カスリーン台風により関東地方に大風水害発生 利根川・渡良瀬川の堤防決壊、床上浸水など被害甚大
昭和23年	9月15～16日	アイオン台風により関東地方に大風水害発生 邑楽郡東部 9月15～16日では冠水により農作物の被害甚大
昭和24年	8月31日	キティ台風により関東地方に大風水害発生 農作物の被害甚大
昭和28年	9月24～25日	台風13号来襲 キティ台風に次ぐ豪雨
昭和34年	6月15日	大雷雨・雹害 農作物被害甚大 想定被害額5億円
	9月26～27日	伊勢湾台風 住家・納屋など全半壊、農作物被害甚大
昭和36年	9月16日	台風18号来襲による強風 農作物の被害甚大
昭和41年	9月25日	台風26号来襲による強風・集中豪雨 農作物の被害甚大
昭和52年	7月16～17日	雷を伴う集中豪雨(100mm超) 水田冠水、床下浸水25戸
平成20年	7月25日	突風・大雷雨・雹害 住家被害22棟、住家以外の被害51件、農作物の被害甚大
平成21年	7月27日	突風 狸塚地内で発生 住家以外の被害5件
平成23年	3月11日	東日本大震災 邑楽町震度5強を観測 人的被害2名、家屋一部破損1,210棟。福島第一原子力発電所事故の影響による放射性物質測定などを実施
	6月21日	突風 鶴、中野地内で発生 住家被害64棟、住家以外の被害70件
平成26年	2月14日	大雪 住家被害127棟、住家以外への被害195件

②風水害などにより想定される被害

1) 水害

本町には多々良川、新堀川などの河川が町内を流れしており、過去の災害履歴を見ても、台風などによる浸水被害が多く発生しています。さらに、近年、頻発化する集中豪雨などにより、近隣の利根川や渡良瀬川に起因する甚大な浸水被害の発生も懸念されています。

2) 雪害

降雪はあまり見られませんが、平成26年には大雪による被害が発生しています。

今後、同様な大雪が発生した場合には、倒木や停電、都市活動の阻害、交通の途絶などの被害が発生する恐れがあります。

3) 突風

冬期は「空っ風」が強く、夏期には、特に近年ダウンバースト（下降気流が地面に衝突して起こる風が災害を起こすほどに強いもの）による住宅や農作物への被害が確認されています。

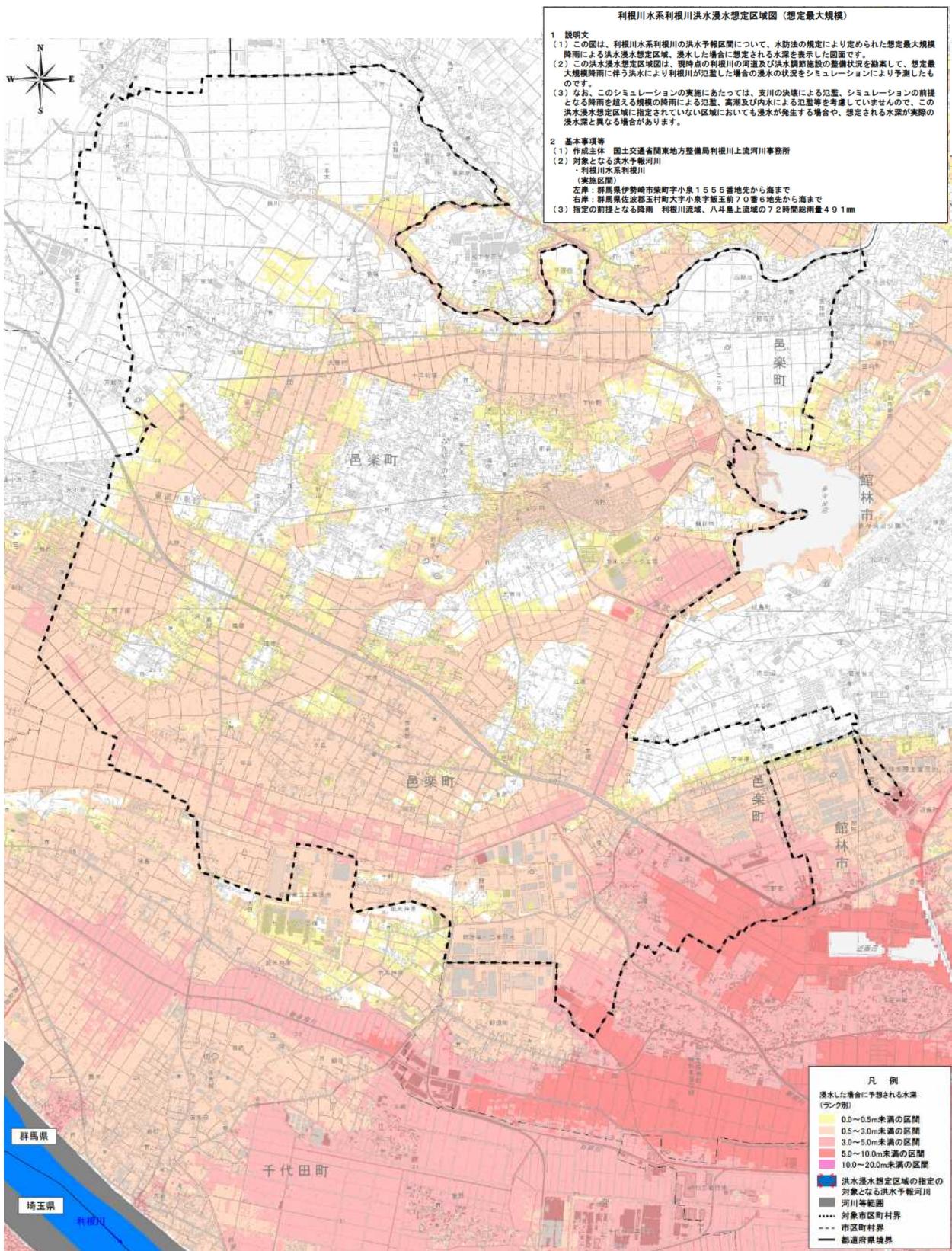
4) 噴火

近年、本町においては噴火による被害の発生はありませんが、浅間山などの常時観測火山の大規模噴火に伴う、降灰などによる人的・物的被害の発生に備える必要があります。

上記の状況を踏まえ、今後、発生が懸念される風水害などとして、以下の4つを想定します。

- 1. 台風や前線活動に伴う大雨による河川の氾濫、内水による浸水、および家屋の倒壊、流出など
- 2. 大規模な竜巻、突風による家屋の全壊など
- 3. 大雪による都市活動の阻害、交通の途絶など
- 4. 常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火に伴う降灰などによる人的・物的被害などの発生

【利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



（出典）国土交通省関東地方整備局HP

③地震により想定される被害

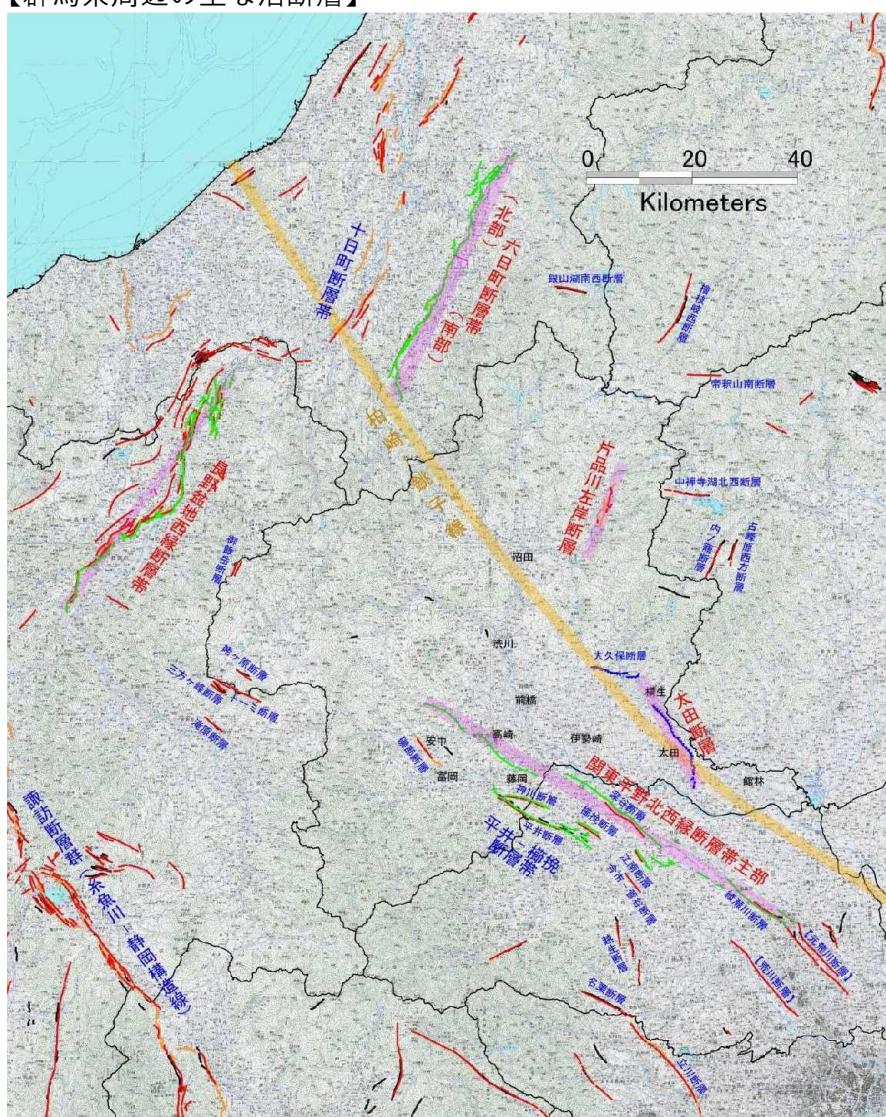
本町では、大きな揺れを伴う地震が発生した記録はほとんどありませんが、平成23年に発生した東日本大震災では、震度5強の大きな揺れを観測し、人的被害や家屋の一部損壊などが発生しています。

平成24年に、群馬県が「群馬県地震被害想定調査」を公表しており、この中で本町における地震被害が次のように想定されています。

■活断層

本町周辺では、関東平野北西縁断層帯主部、関東平野北西縁断層帯の一部である平井一櫛挽断層帯のほか、みどり市大間々周の大久保断層、また、太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層の存在が確認されています。このうち、発生確率は低い、若しくは不明であるが活動した場合には大きな被害を及ぼす可能性がある活断層は「関東平野北西縁断層帯主部」「太田断層」「片品川左岸断層」と想定されています。

【群馬県周辺の主な活断層】



(出典) 群馬県地震被害想定調査、邑楽町地域防災計画

■被害想定

「関東平野北西縁断層帯主部による地震」および「太田断層による地震」ならびに「片品川左岸断層による地震」が発生した場合には、本町でも多くの死傷者が発生し、建物被害やライフラインにも被害が生じると予想されています。

想定地震名	規模(M)	想定断層の概要	震源断層モデル					本町の被害概要(震度および液状化)
			走向(度)	傾斜(度)	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)	
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5	・最大震度6強。町のほぼ全域で震度6弱、南部一部地域で震度6強。 ・多々良沼周辺および北部の足利市と県境において液状化の危険性が高い。
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2	・最大震度6強。町全体では震度5強から震度6弱、北部一部地域で震度6強。 ・多々良沼周辺および北部の足利市と県境において液状化の危険性が高い。
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2	・最大震度5弱。町のほぼ全域で震度4、東部一部地域で震度5弱。 ・液状化の危険性は低い。

				関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
建物被害	揺れ・液状化	全壊棟数	223棟	179棟	0棟	0棟
		半壊棟数	1,511棟	1,223棟	0棟	0棟
	焼失棟数	冬5時 夏12時 冬18時	0棟 0棟 5棟	0棟 0棟 5棟	0棟 0棟 0棟	0棟 0棟 0棟
道路の到達圏	県庁から車での到達時間 (地震前) 県庁から車での到達時間 (地震後1か月間)		60分 90分	60分 60~90分	60分 60分	
	上水道	断水世帯数	8,377世帯	7,327世帯	0世帯	
物的被害	下水道	被災人口	97人	95人	0人	
		LPガス	被災件数	74件	0件	
		停電	停電率 冬5時 夏12時 冬18時	2.8% 2.8% 2.8%	2.2% 2.2% 2.3%	0.0% 0.0% 0.0%
	通信	不通回線	冬18時	28回線	23回線	0回線

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

(1) 基本理念

本町では、これまで、台風や短時間に大雨をもたらす集中豪雨による水害、また、強風や降霜、雹、竜巻の突風などの自然災害のほか、平成23年の東日本大震災により人的・物的な被害が発生しています。

これらの、過去の災害から得られた教訓を踏まえながら、台風や前線活動に伴う大雨による河川の氾濫、地震など、今後懸念される自然災害の発生に対して、災害リスクを想定し、より一層の事前防災および減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

さらに、多様な災害リスクに応じた施策を実施していくためには、防災に関わる関係各課が連携し、全庁的に取組を進めるとともに、より強靭な地域づくりを実現するために、町民の防災・減災に対する意識向上をはじめ、地域ぐるみでの対策、関係機関・団体および民間事業者との連携・協働を行うことが必要です。

このため、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、町民の生命・財産を守り、町民生活および地域経済に及ぼす影響の最小化を図るために、「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心のまちづくり」を推進していきます。

(2) 基本目標

国の基本計画および県地域計画を踏まえ、いかなる災害が発生しようと、

- ① 町民の保護が最大限図られること
- ② 町および地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「強靭化」を推進します。

(3) 基本的な方針

強靭化を進めるにあたっては、国の基本計画および県地域計画の基本方針を踏まえ、事前防災および減災、その他迅速な復旧・復興、地域経済の発展などに影響する大規模自然災害などに備えるため、以下の基本方針に沿って取組を推進します。

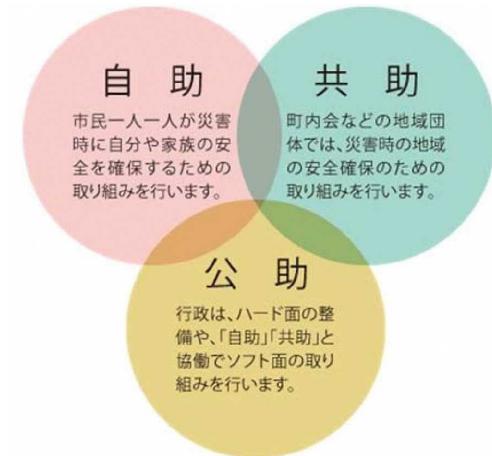
方針1：取組姿勢

- ① 本町の強靭性を損なう原因を、地理的・地形的・気象的特性だけでなく、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組を実施します。
- ② 時間管理概念を持ちながら、長期的な視野を持って計画的な取組を実施します。
- ③ 本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

方針2：適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況などに応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進します。
- ② 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、国、県、町、市民、民間事業者などの適切な連携および役割分担により取組を実施します。
- ③ 非常に防災・減災などの効果を發揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【自助・共助・公助の概念】



方針3：効率的な施策の推進

- ① 人口減少などに起因する町民ニーズの変化、社会資本の老朽化などを踏まえるとともに、財政の効率的な運用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ② 既存の社会資本を有効活用し、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ③ 限られた財源の有効活用を図るとともに、国・県の支援施策を積極的に活用します。
- ④ 施設などの効率的かつ効果的な維持管理を実施します。

【対策の組み合わせ例（水害）】



方針4：地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人などに十分配慮して施策を講じます。

第4章 脆弱性の評価

(1) 脆弱性の評価と対象とする自然災害

①脆弱性評価の考え方

脆弱性評価とは、大規模災害が発生した場合に、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して、対策が十分に講じられているかなど、地域の弱点を評価・分析するものです。

国の基本計画および県地域計画では、基本法第9条第5項の規定に基づき、大規模災害などに対する脆弱性の分析・評価を行い、脆弱性の評価結果を踏まえて、国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画においても、地域の強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、以下の手順により脆弱性評価を実施します。

【脆弱性評価の手順】

- ①対象とする自然災害の設定
▼
- ②「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
▼
- ③起きてはならない最悪の事態を回避するための施策分野の設定
▼
- ④起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価

②対象とする自然災害

国の基本計画および県地域計画においては、大規模自然災害全般を対象として設定しています。本町においても、過去の災害履歴や地域防災計画を踏まえ、大規模自然災害全般を対象として設定します。

【本町で想定される主な大規模自然災害】

自然災害の種類	想定する被害など	
大規模地震	M 7～8程度、最大震度6強を想定。建物被害、死傷者が多数発生。	
台風・梅雨前線などによる豪雨・竜巻・突風	大規模水害	記録的大雨などにより、堤防の決壊、河川の氾濫が起こり、人的・物的被害が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風などによる人的・物的被害が発生
火山噴火	常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火に伴う降灰などによる人的・物的被害の発生	
暴風雪・大雪	記録的大暴風雪・大雪などにより都市活動の阻害、地域の孤立が発生	
複合災害	複数の自然災害が同時期に発生	

(2) 事前に備えるべき目標およびリスクシナリオ

国の基本計画および県地域計画を参考に、本町の地理的・地形的特性などを踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と22の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1. 人命の保護が最大限図られる	1-1	地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
	1-2	台風や集中豪雨などにより、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-3	大雪（噴火による降灰を含む）による交通途絶などに伴う死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備や防災意識の低さなどによる避難行動の遅れなどで多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	消防・警察などの被災などによる救助・救急活動などの絶対的不足
	2-3	医療施設・福祉施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4	被災地における感染症などの大規模発生
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設などの被災による行政機能の大幅な低下
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止などによる企業活動などの停滞
	4-2	食料などの安定供給の停滞
5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガスなどのエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上水道・工業用水などの長期間にわたる供給・機能停止（異常渴水や用水施設の損壊などによる用水供給の途絶含む）
	5-3	汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止
	5-4	地域交通ネットワークの機能停止
6. 制御不能な二次災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
	6-2	農地などの荒廃による被害の拡大
7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開などの復旧・復興を担う人材など（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者など）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化などにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(参考) 国・県における事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の関係（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	国で設定した45の起きてはならない最悪の事態			群馬県	邑楽町
I. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●	●		
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	●			
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生				
II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●	●		
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	●			
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	●	●		
III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●	●		
		2-2 数多かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	●			
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●	●		
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混亂				
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	●	●		
IV. 迅速な復旧復興		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●	●		
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		●		
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混亂	●			
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全				
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●	●		
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止				
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●	●		
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	●	●		
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	●	●		
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響				
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響				
		5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響				
		5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響				
		5-8 食料等の安定供給の停滞	●	●		
		5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	●	●		
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	●	●		
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	●	●		
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	●	●		
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	●	●		
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全				
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	●	●		
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生				
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺				
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	●			
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	●	●		
		7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃	●	●		
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	●	●		
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	●	●		
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態				
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●			
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			●	
		8-6 國際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	●			

(3) 施策分野と実施施策

本計画の対象となる地域強靭化に関する施策分野については、県地域計画における施策分野を参考にしながら、本町の最上位計画である第六次総合計画で位置づけられた4つの基本目標と12の基本方針における取組施策の分類を踏まえて、7つの施策分野を設定しました。

【本計画における施策分野】

総合計画における施策分類			本計画		県地域計画		
基本方針	施策	分野	個別分野	横断的分野	個別分野	横断的分野	
①地域で支えあう健康と福祉のまち	・総合的な医療サービスの提供 ・健康づくりの推進 ・地域福祉活動の推進 ・高齢者福祉の推進 ・障害者福祉の充実 ・社会保障制度の健全な運営	健康福祉	①健康・福祉・教育	①リスクコミュニケーション ②老朽化対策	③保健医療・福祉	①リスクコミュニケーション ②老朽化対策	
②安心して子どもを産み育てられるまち	・子育て支援の充実 ・ひとり親福祉の充実	子育て			③保健医療・福祉		
③災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち	・消防力と救急体制の充実 ・防犯対策の推進 ・危機管理体制の整備 ・交通安全対策の推進 ・消費者の安全対策の推進 ・相談事業の拡充	安全安心			①行政機能／警察・消防等／教育／情報通信		
④活力ある産業を育み働きやすいまち	・農業の振興 ・工業の振興 ・商業の振興 ・良好な就労環境の整備 ・観光活動の活発化	産業			④産業 ⑤交通・物流		
⑤快適で利便性の高い都市基盤のまち	・計画的な土地利用の推進 ・交通環境の整備 ・緑と水辺の保全と整備 ・良好な住環境と市街地形成 ・安定した上下道の供給	都市基盤			③住宅・都市／環境		
⑥自然と人が調和し環境にやさしいまち	・温暖化防止対策の推進 ・快適な生活環境の創造 ・循環型社会の形成	環境保全			⑥国土保全／土地利用		
⑦子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち	・幼児教育・保育の充実 ・質の高い学校教育の推進	教育			①行政機能／警察・消防等／教育／情報通信		
⑧町民の学ぶ意欲と創造力を育むまち	・社会教育の振興と生涯学習社会の推進 ・青少年の健全育成 ・スポーツの振興	学習			①行政機能／警察・消防等／教育／情報通信		
⑨地域の歴史・文化を守り育むまち	・文化財の保護と活用 ・芸術文化の振興	歴史文化			①行政機能／警察・消防等／教育／情報通信		
⑩共生社会を実現するまち	・多文化共生・国際化の推進 ・人権の尊重・男女共同参画社会の推進	共生	⑥協働・連携		①行政機能／警察・消防等／教育／情報通信		
⑪町民と歩む協働のまち	・地域コミュニティ活動の推進 ・情報共有と町民参画の推進 ・協働のまちづくりの推進	協働					
⑫信頼に応える行財政運営のまち	・ICT(情報通信技術)の推進 ・効率・効果的な行政運営の推進 ・財政運営の健全性の確保 ・広域行政の推進	行政	⑦行財政運営		①行政機能／警察・消防等／教育／情報通信		

また、施策分野ごとに起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対して、次の施策を実施します。

※表中（○）は分野間で重複する施策

施策分野	分野	推進する施策	該当する リスクシナリオ
①健康・福祉 ・教育	健康 福祉 子育て 教育 学習 歴史 文化	1. 【施策1】防災教育や避難訓練の実施(○)	1-1、1-2、1-4、7-2
		2. 【施策2】医療・福祉提供体制の整備(○)	2-3
		3. 【施策3】人権教育の推進	2-3
		4. 【施策4】避難所における感染症対策(○)	2-4
		5. 【施策5】ペット同行避難体制の構築(○)	2-4
		6. 【施策6】避難所施設の整備(○)	2-1、2-5
		7. 【施策7】避難所における健康管理	2-5
		8. 【施策8】職員のケア体制の整備(○)	3-1
		9. 【施策9】地域福祉活動の推進(○)	7-3
		10. 【施策10】消費者の安全対策の推進(○)	7-3
②安全安心	安全 安心	1. 【施策12】消防力と救急体制の充実(○)	1-1、2-2
		2. 【施策13】危機管理体制の整備(○)	1-1、1-2、1-3
		3. 【施策1】防災教育や避難訓練の実施(○)	1-1、1-2、1-4、7-2
		4. 【施策14】地域防災力の向上(○)	1-4
		5. 【施策15】物資の備蓄・供給体制の整備(○)	2-1
		6. 【施策16】業務継続体制の整備(○)	3-1
		7. 【施策17】電力などの供給停止対策(○)	3-1
		8. 【施策18】ライフラインの災害対応力強化(○)	4-1、5-1
		9. 【施策19】市街地の整備(○)	1-1、1-2、2-3、5-4
		10. 【施策20】道路機能の災害対応力強化(○)	2-3、5-4
		11. 【施策21】交通安全対策の推進(○)	5-4
		12. 【施策22】危険物等貯蔵施設の管理(○)	6-1
		13. 【施策23】公害対策の推進(○)	6-1
		14. 【施策24】テロ対策の推進(○)	6-1
		15. 【施策25】インフラ応急対策および道路交通確保(○)	7-2
		16. 【施策10】消費者の安全対策の推進(○)	7-3
		17. 【施策26】防犯対策の推進(○)	7-3

※表中（○）は分野間で重複する施策

施策分野	分野	推進する施策	該当するリスクシナリオ
③産業	産業	1. 【施策27】農村環境の保全と改善（○）	1-2、4-2、6-2
		2. 【施策28】家畜伝染病の予防と防疫体制の整備	2-4
		3. 【施策29】業務継続計画の策定支援（○）	4-1
		4. 【施策30】農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進	4-2、6-2
		5. 【施策31】地産地消の推進	4-2、6-2
		6. 【施策32】食料の安定供給の確保（○）	2-1、4-2
		7. 【施策33】持続可能な農業経営の確立	6-2
		8. 【施策34】民間事業者への復旧・復興支援（○）	7-4
④都市基盤	都市基盤	1. 【施策13】危機管理体制の整備（○）	1-1、1-2、1-3
		2. 【施策35】公共施設などの整備	1-1
		3. 【施策36】住宅の耐震化	1-1
		4. 【施策19】市街地の整備（○）	1-1、1-2、2-3、5-4
		5. 【施策37】空き家対策の推進	1-1
		6. 【施策38】適正な土地利用の推進	1-1、1-2
		7. 【施策39】総合的な治水対策	1-2、2-3
		8. 【施策40】道路管理体制の強化	1-3
		9. 【施策6】避難所施設の整備（○）	2-1、2-5
		10. 【施策20】道路機能の災害対応力強化（○）	2-3、5-4
		11. 【施策41】避難所の運営体制の整備（○）	2-5
		12. 【施策17】電力などの供給停止対策（○）	3-1
		13. 【施策42】安定した上水道の供給（○）	5-2
		14. 【施策43】公共下水道事業などの推進・強化（○）	5-3
		15. 【施策44】し尿処理施設の防災対策の強化	5-3
		16. 【施策45】緊急輸送道路などの沿道建築物耐震化	5-4
		17. 【施策46】交通環境の整備	5-4
		18. 【施策21】交通安全対策の推進（○）	5-4
		19. 【施策47】ストックヤード（仮置場）の確保（○）	7-1
		20. 【施策48】大規模災害時の災害廃棄物の処理体制の整備（○）	7-1
		21. 【施策49】ごみ処理の適正化の推進（○）	7-1
		22. 【施策50】公園などの施設整備	7-4
		23. 【施策51】応急仮設住宅の供給（○）	7-4

※表中（○）は分野間で重複する施策

施策分野	分野	推進する施策	該当するリスクシナリオ
⑤環境保全	環境保全	1. 【施策27】農村環境の保全と改善(○)	1-2、4-2、6-2
		2. 【施策5】ペット同行避難体制の構築(○)	2-4
		3. 【施策22】危険物等貯蔵施設の管理(○)	6-1
		4. 【施策23】公害対策の推進(○)	6-1
		5. 【施策47】ストックヤード（仮置場）の確保(○)	7-1
		6. 【施策48】大規模災害時の災害廃棄物の処理体制の整備(○)	7-1
		7. 【施策49】ごみ処理の適正化の推進(○)	7-1
⑥協働・連携	共生協働	1. 【施策1】防災教育や避難訓練の実施(○)	1-1、1-2、1-4、7-2
		2. 【施策13】危機管理体制の整備(○)	1-1、1-2、1-3
		3. 【施策52】除雪体制の確保	1-3
		4. 【施策14】地域防災力の向上(○)	1-4
		5. 【施策11】情報共有と町民参画の推進(○)	1-4、7-3
		6. 【施策15】物資の備蓄・供給体制の整備(○)	2-1
		7. 【施策32】食料の安定供給の確保(○)	2-1、4-2
		8. 【施策12】消防力と救急体制の充実(○)	1-1、2-2
		9. 【施策53】警察・自衛隊などとの連携強化	2-2
		10. 【施策2】医療・福祉提供体制の整備(○)	2-3
		11. 【施策20】道路機能の災害対応力強化(○)	2-3、5-4
		12. 【施策54】災害対応車両の燃料供給体制の強化	2-3
		13. 【施策4】避難所における感染症対策(○)	2-4
		14. 【施策5】ペット同行避難体制の構築(○)	2-4
		15. 【施策41】避難所の運営体制の整備(○)	2-5
		16. 【施策16】業務継続体制の整備(○)	3-1
		17. 【施策18】ライフラインの災害対応力強化(○)	4-1、5-1
		18. 【施策29】業務継続計画の策定支援(○)	4-1
		19. 【施策27】農村環境の保全と改善(○)	4-2、6-2
		20. 【施策42】安定した上水道の供給(○)	5-2
		21. 【施策43】公共下水道事業などの推進・強化(○)	5-3
		22. 【施策55】防災インフラの迅速な復旧(○)	5-4
		23. 【施策24】テロ対策の推進(○)	6-1
		24. 【施策25】インフラ応急対策および道路交通確保(○)	7-2
		25. 【施策9】地域福祉活動の推進(○)	7-3
		26. 【施策10】消費者の安全対策の推進(○)	7-3
		27. 【施策26】防犯対策の推進(○)	7-3
		28. 【施策51】応急仮設住宅の供給(○)	7-4

※表中 (○) は分野間で重複する施策

施策分野	分野	推進する施策	該当するリスクシナリオ
⑦行財政運営	行政	1. 【施策11】情報共有と町民参画の推進(○)	1-4、7-3
		2. 【施策56】情報発信体制の整備および手段の多様化	1-4
		3. 【施策16】業務継続体制の整備(○)	3-1
		4. 【施策8】職員のケア体制の整備(○)	3-1
		5. 【施策17】電力などの供給停止対策(○)	3-1
		6. 【施策55】防災インフラの迅速な復旧(○)	5-4
		7. 【施策34】民間事業者への復旧・復興支援(○)	7-4

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と分野別施策との関係（1／2）】

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野						
		①健康・福祉・教育	②安全安心	③産業	④都市基盤	⑤環境保全	⑥協働・連携	⑦行財政運営
1. 人命の保護が最大限図られる	1-1 地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	1. 防災教育や避難訓練の実施	1. 消防力と救急体制の充実 2. 危機管理体制の整備 3. 防災教育や避難訓練の実施 9. 市街地の整備		1. 危機管理体制の整備 2. 公共施設などの整備 3. 住宅の耐震化 4. 市街地の整備 5. 空き家対策の推進 6. 適正な土地利用の推進		1. 防災教育や避難訓練の実施 2. 危機管理体制の整備 8. 消防力と救急体制の充実	
	1-2 台風や集中豪雨などにより、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	1. 防災教育や避難訓練の実施	2. 危機管理体制の整備 3. 防災教育や避難訓練の実施 9. 市街地の整備	1. 農村環境の保全と改善	1. 危機管理体制の整備 4. 市街地の整備 6. 適正な土地利用の推進 7. 総合的な治水対策	1. 農村環境の保全と改善	1. 防災教育や避難訓練の実施 2. 危機管理体制の整備	
	1-3 大雪（噴火による降灰を含む）による交通途絶などに伴う死傷者の発生		2. 危機管理体制の整備		1. 危機管理体制の整備 8. 道路管理体制の強化		2. 危機管理体制の整備 3. 除雪体制の確保	
	1-4 情報伝達の不備や防災意識の低さなどによる避難行動の遅れなどで多数の死傷者の発生	1. 防災教育や避難訓練の実施	3. 防災教育や避難訓練の実施 4. 地域防災力の向上				1. 防災教育や避難訓練の実施 4. 地域防災力の向上 5. 情報共有と町民参画の推進	1. 情報共有と町民参画の推進 2. 情報発信体制の整備および手段の多様化
2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止	6. 避難所施設の整備	5. 物資の備蓄・供給体制の整備	6. 食料の安定供給の確保	9. 避難所施設の整備		6. 物資の備蓄・供給体制の整備 7. 食料の安定供給の確保	
	2-2 消防・警察などの被災などによる救助・救急活動などの絶対的不足		1. 消防力と救急体制の充実				8. 消防力と救急体制の充実 9. 警察・自衛隊などとの連携強化	
	2-3 医療施設・福祉施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	2. 医療・福祉提供体制の整備 3. 人権教育の推進	9. 市街地の整備 10. 道路機能の災害対応力強化		4. 市街地の整備 7. 総合的な治水対策 10. 道路機能の災害対応力強化		10. 医療・福祉提供体制の整備 11. 道路機能の災害対応力強化 12. 災害対応車両の燃料供給体制の強化	
	2-4 被災地における感染症などの大規模発生	4. 避難所における感染症対策 5. ペット同行避難体制の構築		2. 家畜伝染病の予防と防疫体制の整備		2. ペット同行避難体制の構築	13. 避難所における感染症対策 14. ペット同行避難体制の構築	
	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	6. 避難所施設の整備 7. 避難所における健康管理			9. 避難所施設の整備 11. 避難所の運営体制の整備		15. 避難所運営体制の整備	
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町職員・施設などの被災による行政機能の大幅な低下	8. 職員のケア体制の整備	6. 業務継続体制の整備 7. 電力などの供給停止対策		12. 電力などの供給停止対策		16. 業務継続体制の整備	3. 業務継続体制の整備 4. 職員のケア体制の整備 5. 電力などの供給停止対策
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止などによる企業活動などの停滞		8. ライフラインの災害対応力強化	3. 業務継続計画の策定支援			17. ライフラインの災害対応力強化 18. 業務継続計画の策定支援	
	4-2 食料などの安定供給の停滞			1. 農村環境の保全と改善 4. 農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進 5. 地産地消の推進 6. 食料の安定供給の確保		1. 農村環境の保全と改善	7. 食料の安定供給の確保 19. 農村環境の保全と改善	

※表中の施策名の左の番号はP22～25の施策分野ごとの施策の番号に対応

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と分野別施策との関係（2／2）】

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野						
		①健康・福祉・教育	②安全安心	③産業	④都市基盤	⑤環境保全	⑥協働・連携	⑦行財政運営
5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガスなどのエネルギー供給機能の長期停止		8. ライフラインの災害対応力強化				17. ライフラインの災害対応力強化	
	5-2 上水道・工業用水などの長期間にわたる供給・機能停止（異常漏水や用水施設の損壊などによる用水供給の途絶含む）				13. 安定した上水道の供給		20. 安定した上水道の供給	
	5-3 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止				14. 公共下水道事業などの推進・強化 15. し尿処理施設の防災対策の強化		21. 公共下水道事業などの推進・強化	
	5-4 地域交通ネットワークの機能停止		9. 市街地の整備 10. 道路機能の災害対応力強化 11. 交通安全対策の推進		4. 市街地の整備 10. 道路機能の災害対応力強化 16. 緊急輸送道路などの沿道建築物耐震化 17. 交通環境の整備 18. 交通安全対策の推進		11. 道路機能の災害対応力強化 22. 防災インフラの迅速な復旧	6. 防災インフラの迅速な復旧
6. 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 有害物質の大規模拡散・流出		12. 危険物等貯蔵施設の管理 13. 公害対策の推進 14. テロ対策の推進			3. 危険物等貯蔵施設の管理 4. 公害対策の推進	23. テロ対策の推進	
	6-2 農地などの荒廃による被害の拡大			1. 農村環境の保全と改善 4. 農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進 5. 地産地消の推進 7. 持続可能な農業経営の確立		1. 農村環境の保全と改善	19. 農村環境の保全と改善	
7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				19. ストックヤード（仮置場）の確保 20. 大規模災害時の災害廃棄物の処理体制の整備 21. ごみ処理の適正化の推進	5. ストックヤード（仮置場）の確保 6. 大規模災害時の災害廃棄物の処理体制の整備 7. ごみ処理の適正化の推進		
	7-2 道路啓開などの復旧・復興を担う人材など（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者など）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1. 防災教育や避難訓練の実施 15. インフラ応急対策および道路交通確保	3. 防災教育や避難訓練の実施 15. インフラ応急対策および道路交通確保			1. 防災教育や避難訓練の実施 24. インフラ応急対策および道路交通確保		
	7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化などにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	9. 地域福祉活動の推進 10. 消費者の安全対策の推進	16. 消費者の安全対策の推進 17. 防犯対策の推進			5. 情報共有と町民参画の推進 25. 地域福祉活動の推進 26. 消費者の安全対策の推進 27. 防犯対策の推進	1. 情報共有と町民参画の推進	
	7-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		8. 民間事業者への復旧・復興支援	22. 公園などの施設整備 23. 応急仮設住宅の供給		28. 応急仮設住宅の供給	7. 民間事業者への復旧・復興支援	

※表中の施策名の左の番号はP22～25の施策分野ごとの施策の番号に対応

(4) リスクシナリオごとの脆弱性評価

22項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）について、実施する施策や事業の進捗（しんちょく）状況や課題について、現状の分析・評価を行いました。

目標	1. 人命の保護が最大限図られる
事態	1-1 地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
分析 ・ 評価	<p>【消防力と救急体制の充実】(②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防設備（消防団詰所など）の老朽化が進んでおり、車両および資機材と合わせて計画的な更新を進めが必要です。また、新規団員確保が困難となっていることや町内在勤団員の減少から、団員勧誘および活動継続に向けての施策や、組織体制の効率化などの検討を進めが必要です。（安全安心課） <p>【危機管理体制の整備】(②④⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所となる公共施設の整備や、食料ならびに資機材などの計画的な備蓄および備蓄場所の確保、避難および救援体制の構築などを総合的に実施することが必要です。また、災害時避難行動要支援者に対する支援体制の検討を進めが必要です。（安全安心課） 震災後、円滑に建築物の危険度の判定活動を実施するために判定コーディネーターの育成を図ることが必要です。（都市建設課） <p>【防災教育や避難訓練の実施】(①②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や各種団体、学校などの公共施設利用者を対象とした避難訓練を実施または支援とともに、災害への備えや心構えなどのほか、避難時における事故や、通電火災などの二次災害への注意喚起など防災知識を総合的に学ぶ場として防災教育を実施するなど、町民の防災意識を高めることが必要です。（安全安心課、子ども支援課、生涯学習課、学校教育課） 住宅用火災報知器の設置が義務化されたことを受け、その設置を推進し、被害の未然防止または軽減を図ることが必要です。（安全安心課） <p>【公共施設などの整備】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点となる学校、公民館、病院などの公共施設については、被災すると避難や救助活動に障害を及ぼすことが想定されるため、建物の安全性を高めることが必要です。 (学校教育課、健康福祉課、生涯学習課、子ども支援課、総務課、農業振興課) 災害発生時に避難場所や救援・復旧活動の拠点となる都市公園や緑地を確保することが必要です。 (都市建設課) 洪水調整施設・排水施設の老朽化対策などにより機能強化を進めるとともに、貯留施設や排水施設などの浸水対策について検討が必要です。（都市建設課） <p>【住宅の耐震化】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内には旧建築基準法により建築された木造住宅や老朽化した町営住宅が残存しており、地震により倒壊する恐れがあることから耐震化を進めが必要です。（都市建設課） <p>【市街地の整備】(②④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地における災害の拡大を抑制するため、避難行動および応急活動に支障となる狭あいな道路の拡幅整備を行い、災害に強いまちづくりを進めが必要です。（都市建設課） <p>【空き家対策の推進】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内には335戸（平成30年時点）の空き家が存在しており、今後も増加することが見込まれます。老朽化や災害発生時における倒壊、また防犯上の懸念も生じることから、適正な管理を促すとともに、利活用や状況に応じて除却などを進めが必要です。（都市建設課） <p>【適正な土地利用の推進】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害リスクに対応しながら、町民だれもが安心して暮らすために、必要な都市機能を集約する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する必要があります。（都市建設課） 災害の特性や地域の状況などを踏まえ、適切な土地利用を推進することが必要です。（都市建設課）
分野	①健康・福祉・教育、②安全安心、④都市基盤、⑥協働・連携

目標	1. 人命の保護が最大限図られる
事態	1-2 台風や集中豪雨などにより、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
分析 ・ 評価	<p>【危機管理体制の整備】(②④⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる公共施設の整備や、食料ならびに資機材などの計画的な備蓄および備蓄場所の確保、避難および救援体制の構築などを総合的に実施することが必要です。(安全安心課) ・災害時避難行動要支援者に対する支援体制の検討を進めることができます。(安全安心課) <p>【防災教育や避難訓練の実施】(①②⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や各種団体、学校などの公共施設利用者を対象とした避難訓練を実施または支援とともに、災害への備えや心構えなどのほか、避難時における事故や、通電火災などの二次災害への注意喚起など防災知識を総合的に学ぶ場として防災教育を実施するなど、町民の防災意識を高めることができます。(安全安心課、子ども支援課、生涯学習課、学校教育課) <p>【農村環境の保全と改善】(③⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水路や排水機場などの農業用施設の適正な更新修繕を行い、防災・減災を図ることが必要です。(農業振興課) ・ため池や調整池の適正な維持管理を行い、湛水（たんすい）被害の防止を図ることが必要です。(農業振興課) ・農地の多面的機能を維持・發揮させることにより、防災・減災を図ることができます。(農業振興課) ・農業用施設の適正な点検・管理を促し、農産物の安定生産を図ることができます。(農業振興課) ・認定農業者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要です。(農業振興課) <p>【市街地の整備】(②④) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地における災害の拡大を抑制するため、避難行動および応急活動に支障となる狭あいな道路の拡幅整備を行い、災害に強いまちづくりを進めることができます。(都市建設課) ・排水施設の整備が不十分な市街地において、土地区画整理事業などにより道路側溝や大型の雨水函渠（かんきょ）を整備し、台風や豪雨などによる浸水の発生を抑制することができます。(都市建設課) <p>【総合的な治水対策】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風やゲリラ豪雨の頻発による、水路溢水（いっすい）や、道路冠水などのリスク増大に対処するため、水路の整備や適切な維持管理、アンダーパス排水施設の補修・更新などを進め、水害の防止を図るとともに河川や水路など排水施設の排水機能を高めることができます。(都市建設課) ・浸水常襲地域の排水施設の整備、および背水影響（バックウォーター）のある支流の排水施設の整備や法面（のりめん）保護対策などの検討が必要です。(都市建設課) <p>【適正な土地利用の推進】(④) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの高い地域については、災害の特性や地域の状況などを踏まえ、適正な土地利用を推進する必要があります。(都市建設課)
分野	①健康・福祉・教育、②安全安心、③産業、④都市基盤、⑤環境保全、⑥協働・連携

目標	1. 人命の保護が最大限図られる
事態	1-3 大雪（噴火による降灰を含む）による交通途絶などに伴う死傷者の発生
分析 ・ 評価	<p>【危機管理体制の整備】(②④⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる公共施設の整備や、食料ならびに資機材などの計画的な備蓄および備蓄場所の確保、避難および救援体制の構築などを総合的に実施することが必要です。(安全安心課) ・災害時避難行動要支援者に対する支援体制の検討を進めることができます。(安全安心課) <p>【除雪体制の確保】(⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、緊急輸送道路や優先除雪区間について群馬県道路除雪会議を通じて除雪体制の強化を図り、主要町道については邑楽町道路河川緊急時対策協力会と連携して除雪体制の強化を図ることができます。(都市建設課) <p>【道路管理体制の強化】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進めることができます。(都市建設課)
分野	②安全安心、④都市基盤、⑥協働・連携

目標	1. 人命の保護が最大限図られる
事態	1-4 情報伝達の不備や防災意識の低さなどによる避難行動の遅れなどで多数の死傷者の発生
分析 ・ 評価	<p>【地域防災力の向上】(②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災に対する啓発や各家庭での防災対策の充実により自助の力を高めるとともに、自主防災組織の育成支援などにより、共助の体制を強化することが必要です。(安全安心課、総務課) <p>【防災教育や避難訓練の実施】(①②⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や各種団体、学校などの公共施設利用者を対象とした避難訓練を実施または支援とともに、災害への備えや心構えなどのほか、避難時における事故や、通電火災などの二次災害への注意喚起など防災知識を総合的に学ぶ場として防災教育を実施するなど、町民の防災意識を高めることが必要です。(安全安心課、子ども支援課、生涯学習課、学校教育課) <p>【情報共有と町民参画の推進】(⑥⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信を行っても、全ての情報が町民に届くわけではないため、発信するだけでなく、より多くの情報を受け取ってもらう仕組みづくりが必要です。(企画課) 外国人居住者に対して、民間事業者による外国語で提供する防災情報アプリの活用など、情報提供のあり方について検討することが必要です。(安全安心課) <p>【情報発信体制の整備および手段の多様化】(⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速・的確な避難情報などの発信のため、複数の伝達手段の構築が必要となっており、特に、要配慮者である外国人居住者に対する情報伝達や防災マップの多言語化についての検討が必要です。(安全安心課) 防災行政無線について、聞き取れないといった町民の声と、騒音であるとの相反する声があることから、これらの両立を図る方策を検討すること必要です。(安全安心課) 日々進歩するICT(情報通信技術)について、職員および町民ともに活用のための研鑽を積むことが必要です。(企画課)
分野	①健康・福祉・教育、②安全安心、⑥協働・連携、⑦行財政運営

目標	2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
事態	2-1 被災地での食料・飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止
分析 ・ 評価	<p>【物資の備蓄・供給体制の整備】(②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における必要物資の不足などを軽減するため、受援体制および近隣自治体などとの相互応援体制の整備や、物資・資材の計画的な備蓄および更新などを進めることができます。(安全安心課) 災害時に避難所などとして利用される施設について、炊き出しなどに必要な設備・備品の適切な維持管理や供給体制の整備を行うことが必要です。(子ども支援課、生涯学習課) <p>【食料の安定供給の確保】(③⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に食料などの安定供給を図るため、商工会や農業協同組合など関係団体との連携や事業者との災害協定を進めるなど、災害時の食料安定供給体制の構築を図ることが必要です。(農業振興課、商工振興課) <p>【避難所施設の整備】(①④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時にプールの水を飲料・生活用水として活用できるように、施設や付帯設備の老朽化対策や、浄水装置の整備を進めることができます。(学校教育課) 学校および児童福祉施設は、災害時に避難所として利用されることから、職員や生徒、児童、園児を含めた利用者の安全を確保し、環境の改善を図ることが必要です。(子ども支援課、学校教育課) 災害時に避難所となる、公民館や体育館などの社会教育施設について、空調設備を改善することが必要です。(生涯学習課) 保健センターについて、福祉避難所として周知を図るとともに、災害時における要配慮者のスペース確保や環境整備などを進めることができます。(健康福祉課)
分野	①健康・福祉・教育、②安全安心、③産業、④都市基盤、⑥協働・連携

目標	2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
事態	2-2 被災地での食料・飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止
分析 ・ 評価	<p>【消防力と救急体制の充実】(②⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防設備（消防団詰所など）の老朽化が進んでおり、車両および資機材と合わせて計画的な更新を進めが必要です。また、新規団員確保が困難となっていることや町内在勤団員の減少から、団員勧誘および活動継続に向けての施策や、組織体制の効率化などの検討を進めが必要です。（安全安心課） <p>【警察・自衛隊などとの連携強化】(⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の広域支援の受入体制構築や、治安悪化、交通事故の多発などを防止するため、平常時から自衛隊や警察などの関係機関と連携強化を図ることが必要です。（安全安心課）
分野	②安全安心、⑥協働・連携

目標	2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
事態	2-3 医療施設・福祉施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
分析 ・ 評価	<p>【医療・福祉提供体制の整備】(①⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時から医療圏の救急指定病院に収容できず、圏外に搬送される事例が散見されるため、安定した救急医療提供体制の構築が必要です。（健康福祉課） 災害時において、医療従事者や災害復旧活動従事者などが、医療活動や復旧活動に専念できるよう児童福祉施設の維持などの環境整備が必要です。（子ども支援課） <p>【道路機能の災害対応力強化】(②④⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁（きょうりょう）などに対する予防保全型管理の推進を進めが必要です。（都市建設課） 災害時における緊急支援物資輸送路の維持、または早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備などが必要です。（都市建設課） 発災後の迅速な輸送路啓開に向けた、関係機関との連携体制の構築に取組むが必要です。（都市建設課） <p>【市街地の整備】(②④) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地における災害の拡大を抑制するため、避難行動および応急活動に支障となる狭あいな道路の拡幅整備を行い、災害に強いまちづくりを進めが必要です。（都市建設課） 排水施設の整備が不十分な市街地において、土地区画整理事業などにより道路側溝や大型の雨水函渠（かんきょ）を整備し、台風や豪雨などによる浸水の発生を抑制することが必要です。（都市建設課） <p>【総合的な治水対策】(④) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 台風やゲリラ豪雨の頻発による水路溢水（いっすい）や道路冠水などのリスク増大に対処するため、水路の整備や適切な維持管理、アンダーパス排水施設の補修・更新などを進め、水害の防止を図るとともに河川や水路など排水施設の排水機能を高める必要があります。（都市建設課） 浸水常襲地域の排水施設の整備、および背水影響（バックウォーター）のある支流の排水施設の整備や法面（のりめん）保護対策などの検討が必要です。（都市建設課） <p>【災害対応車両の燃料供給体制の強化】(⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料事業者と町との災害協定の締結を進めるなど、非常時における災害対応車両への燃料供給体制をより強固なものにする必要があります。（安全安心課） <p>【人権教育の推進】(①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 複雑化・多様化が進む中で、基本的人権を擁護するため、人権教育や啓発を進めが必要です。（住民課）
分野	①健康・福祉・教育、②安全安心、④都市基盤、⑥協働・連携

目標	2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
事態	2-4 被災地における感染症などの大規模発生
分析 ・ 評価	<p>【避難所における感染症対策】(①⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に対応できる体制が十分でないと医療現場において支障が生じる恐れがあるため、想定を超える事態も考慮し、各種マニュアルの整備など可能な限りの対策を講じておくことが必要です。(健康福祉課) ・災害発生時における救護所や避難所などの開設、感染症のまん延防止や衛生面でのケアなど、健康管理を実施可能な体制を構築することが必要です。(健康福祉課) ・医療従事者などの不足に対し、消防機関やD M A T (災害派遣医療チーム)など関係機関との連携体制を整備することが必要です。(健康福祉課) ・「新しい生活様式」を踏まえた、段ボールベッドなどの備蓄や収容人数の見直しなど、密にならない避難所体制を整えることが必要です。また、避難所を利用しない避難方法の周知や、避難所を利用する場合の感染症対策などに対する啓発を、さらに進めることができます。(安全安心課) <p>【ペット同行避難体制の構築】(①⑤⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの同行避難について、すべての避難所での受け入れに向けた体制づくりや、飼い主に対する必要な準備、注意点の周知など、同行避難へ向けた周知・啓発を行う必要があります。(安全安心課) <p>【家畜伝染病の予防と防疫体制の整備】(③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても家畜伝染病のまん延防止を的確に行うため、初動防疫に必要な資材を備蓄するとともに、関係機関と連携し、初動防疫体制の構築などを図ることが必要です。(農業振興課)
分野	①健康・福祉・教育、③産業、⑤環境保全、⑥協働・連携

目標	2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
事態	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
分析 ・ 評価	<p>【避難所施設の整備】(①④) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にプール水を飲料・生活用水として活用できるように、施設や付帯設備の老朽化対策や、浄水装置の整備を進めることができます。(学校教育課) ・学校および児童福祉施設は、災害時に避難所として利用されることから、職員や生徒、児童、園児を含めた利用者の安全を確保し、環境の改善を図ることが必要です。(子ども支援課、学校教育課) ・災害時に避難所となる、公民館や体育館などの社会教育施設について、空調設備を改善することが必要です。(生涯学習課) ・保健センターについて、福祉避難所として周知を図るとともに、災害時における要配慮者のスペース確保や環境整備などを進めることができます。(健康福祉課) <p>【避難所における健康管理】(①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者などの心臓が、突然正常に拍動できなくなった状態（心停止状態）への対策として、避難所となる公共施設や地区公民館への、自動体外式除細動器（A E D）の整備を進めることができます。(総務課) <p>【避難所の運営体制の整備】(④⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織などと連携し、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築することが必要です。(総務課) ・防災拠点となる公共施設の、非構造部材の耐震化や、非常用電源および空調設備の整備を進めることができます。(総務課)
分野	①健康・福祉・教育、④都市基盤、⑥協働・連携

目標	3. 必要不可欠な行政機能は確保する
事態	3-1 町職員・施設などの被災による行政機能の大幅な低下
分析 ・ 評価	<p>【業務継続体制の整備】(②⑥⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災時における行政機能低下を防ぐため、業務継続計画（B C P）や職員初動マニュアル、受援計画などの整備、非常時を想定した訓練などの実施、国の応急対策職員派遣制度を活用した受援体制の整備などを進めることができます。(安全安心課) 災害や事故、事件などで職員、庁舎、設備などが相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるようにするために、業務継続計画の更新や体制の構築を図ることが必要です。(安全安心課) <p>【職員のケア体制の整備】(①⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に、ストレスなどにより心身に不調をきたす職員ができる限り発生させないように、健康管理のルールを作成するなど、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行うことが必要です。(総務課) <p>【電力などの供給停止対策】(②④⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災時に大規模停電が発生しても、災害対策本部の機能を喪失させないため、設備・燃料の常時維持を図ることが必要です。(総務課)
分野	①健康・福祉・教育、②安全安心、④都市基盤、⑥協働・連携、⑦行財政運営

目標	4. 経済活動を機能不全に陥らせない
事態	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止などによる企業活動などの停滞
分析 ・ 評価	<p>【ライフラインの災害対応力強化】(②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災時におけるエネルギー供給停止を防止し、また被害を最小限とすべく、電気などのライフライン事業者との災害協定の締結および連絡体制の構築を進めることができます。また、ガソリンなどの燃料における中核事業所指定について、関係機関との情報共有を行うとともに有事の際の活用を図ることが必要です。(安全安心課) <p>【業務継続計画の策定支援】(③⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進し、危機管理能力の向上など、事業者の事業継続力を強化することが必要です。(商工振興課) 小規模事業者支援法に基づく、販路拡大や生産性向上、事業承継を目的とした経営発達支援計画を商工会と連携して策定し、計画に基づく支援を推進することが必要です。(商工振興課)
分野	②安全安心、③産業、⑥協働・連携

目標	4. 経済活動を機能不全に陥らせない
事態	4-2 食料などの安定供給の停滞
分析 ・ 評価	<p>【農村環境の保全と改善】(③⑤⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水路や排水機場などの農業用施設の適正な更新修繕を行い、防災・減災を図ることが必要です。 (農業振興課) ・ため池や調整池の適正な維持管理を行い、湛水（たんすい）被害の防止を図ることが必要です。 (農業振興課) ・農地の多面的機能を維持・發揮させることにより、防災・減災を図ることが必要です。(農業振興課) ・農業用施設の適正な点検・管理を促し、農産物の安定生産を図ることが必要です。(農業振興課) ・認定農業者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要です。(農業振興課) <p>【農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進】(③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格に左右されないよう、農畜産物の高付加価値化や6次産業化を推進することが必要です。 (農業振興課) ・指定野菜などの生産者や新規就農者などに対し、農業用機械の導入やパイプハウス設備などの支援を行うことにより、農産物の周年供給体制を確立することが必要です。(農業振興課) <p>【地産地消の推進】(③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物をPRすることにより、地産地消・消費拡大を推進することが必要です。(農業振興課) <p>【食料の安定供給の確保】(③⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に食料などの安定供給を図るため、商工会や農業協同組合など関係団体との連携や事業者との災害協定を進めるなど、災害時の食料安定供給体制の構築を図ることが必要です。 (農業振興課、商工振興課)
分野	③産業、⑤環境保全、⑥協働・連携

目標	5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
事態	5-1 電気・石油・ガスなどのエネルギー供給機能の長期停止
分析 ・ 評価	<p>【ライフラインの災害対応力強化】(②⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時におけるエネルギー供給停止を防止し、また被害を最小限とすべく、電気などのライフライン事業者との災害協定の締結および連絡体制の構築を進めることができます。また、ガソリンなどの燃料における中核事業所指定について、関係機関との情報共有を行うとともに有事の際の活用を図ることが必要です。(安全安心課)
分野	②安全安心、⑥協働・連携

目標	5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
事態	5-2 上水道・工業用水などの長期間にわたる供給・機能停止（異常渇水や用水施設の損壊などによる用水供給の途絶含む）
分析 ・ 評価	<p>【安定した上水道の供給】(④⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な水道水の安定供給体制を維持していくため、町と群馬東部水道企業団との連携を図ることが必要です。(安全安心課)
分野	④都市基盤、⑥協働・連携

目標	5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
事態	5-3 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止
分析 ・ 評価	<p>【公共下水道事業などの推進・強化】(④⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設未普及地区における施設整備の推進、定期的な調査および補修工事により、施設機能を確保し、被害の最小限化、および機能停止リスクの軽減を図ることが必要です。(安全安心課) 被災時の機能停止リスクの軽減や二次的災害である衛生環境悪化を最小限にとどめるため、耐用年数を迎えるみなし浄化槽（単独処理浄化槽）から合併処理浄化槽への転換促進事業を推進することが必要です。(安全安心課) <p>【し尿処理施設の防災対策の強化】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災により、し尿処理に支障をきたすことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制の強化などを進めることができます。(安全安心課)
分野	④都市基盤、⑥協働・連携

目標	5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
事態	5-4 地域交通ネットワークの機能停止
分析 ・ 評価	<p>【市街地の整備】(②④) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地における災害の拡大を抑制するため、避難行動および応急活動に支障となる狭い道路の拡幅整備を行い、災害に強いまちづくりを進めることができます。(都市建設課) 排水施設の整備が不十分な市街地において、土地区画整理事業などにより道路側溝や大型の雨水函渠（かんきょ）を整備し、台風や豪雨などによる浸水の発生を抑制することが必要です。(都市建設課) <p>【道路機能の災害対応力強化】(②④⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁（きょうりょう）などに対する予防保全型管理の推進を進めることができます。(都市建設課) 災害時における緊急支援物資輸送路の維持、または早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備などが必要です。(都市建設課) 発災後の迅速な輸送路啓開に向けた、関係機関との連携体制の構築に取組む必要があります。(都市建設課) <p>【緊急輸送道路などの沿道建築物耐震化】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急救援活動に必要な緊急輸送道路などについて、災害時における避難や救助を円滑かつ迅速に行うために、沿道建築物の耐震化を進めることができます。(都市建設課) <p>【交通環境の整備】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化が進む中で、公共交通は町民の移動手段として重要な役割を果たすことから、公共交通ネットワークの形成に向けた、経路・結節点などの見直しを進めると同時に、様々な輸送手段との連携を図り、多様な移動手段の確保を目指す必要があります。(企画課) <p>【防災インフラの迅速な復旧】(⑥⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業者など復旧復興の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための体制づくりや手法を研究することが必要です。(都市建設課) <p>【交通安全対策の推進】(②④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就学児や児童生徒の安全確保のため、通学路に重点を置き、交通安全施設の適正な整備ならびに維持を推進することが必要です。(安全安心課)
分野	②安全安心、④都市基盤、⑥協働・連携、⑦行財政運営

目標	6. 制御不能な二次災害を発生させない
事態	6-1 有害物質の大規模拡散・流出
分析 ・ 評価	<p>【危険物等貯蔵施設の管理】(②⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防法上の危険物などの管理については、届け出や定期的な検査など実態の把握および適正な管理を行うとともに、災害時を想定した体制を構築することが必要です。(安全安心課) <p>【公害対策の推進】(②⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質などの公共用水域への流出、もしくは地下への浸透、または大気中への放出の防止を図るために、有害物質を取り扱う施設については、法令に則した、設置者の適正な維持管理の徹底を図ることが必要です。(安全安心課) 公共施設における放射線量のモニタリングにより、安全性の確認を行うことが必要です。(学校教育課、生涯学習課、子ども支援課) 農産物の放射線量のモニタリングにより、安全性の確認を行う必要があります。(農業振興課) <p>【テロ対策の推進】(②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察など関係機関と連携し、テロ対策訓練の実施や連絡体制の構築を進めることができます。(安全安心課)
分野	②安全安心、⑤環境保全、⑥協働・連携

目標	6. 制御不能な二次災害を発生させない
事態	6-2 農地などの荒廃による被害の拡大
分析 ・ 評価	<p>【農村環境の保全と改善】(③⑤⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 用水路や排水機場などの農業用施設の適正な更新修繕を行い、防災・減災を図ることが必要です。(農業振興課) ため池や調整池の適正な維持管理を行い、湛水（たんすい）被害の防止を図ることが必要です。(農業振興課) 農地の多面的機能を維持・發揮することにより、防災・減災を図ることが必要です。(農業振興課) 農業用施設の適正な点検・管理を促し、農産物の安定生産を図ることが必要です。(農業振興課) 認定農業者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要です。(農業振興課) <p>【持続可能な農業経営の確立】(③)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営規模の拡大や農用地の集団化を進め、農業の生産性を向上させることができます。(農業振興課) 混住化が進み、農作物への有害鳥獣被害の通報件数が増えており、個人での対応には限界があることから、町としての対策が必要です。(農業振興課) <p>【農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進】(③) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場価格に左右されないよう農畜産物の高付加価値化や6次産業化を推進することが必要です。(農業振興課) 指定野菜などの生産者や新規就農者などに対し、農業用機械の導入やパイプハウス設備などの支援を行うことにより、農産物の周年供給体制を確立することが必要です。(農業振興課) <p>【地産地消の推進】(③) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元農産物をPRすることにより地産地消・消費拡大を推進することが必要です。(農業振興課)
分野	③産業、⑤環境保全、⑥協働・連携

目標	7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
事態	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
分析 ・ 評価	<p>【ストックヤード（仮置場）の確保】(④⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊などにより大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保することが必要です。（安全安心課） <p>【大規模災害時の災害廃棄物の処理体制の整備】(④⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、および発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上に努めることが必要です。（安全安心課） 大規模災害時には、通常の廃棄物に加え、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備することが必要です。（安全安心課） <p>【ごみ処理の適正化の推進】(④⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮置場へ持ち込まれる災害廃棄物の選別・分別を徹底し、処理の優先度の高いものから許可業者による収集運搬を迅速に行い、処理施設などで適正に処理を行うとともに、ごみステーションや道路などに片付けごみなどが放置されないよう周知徹底を行い、不法投棄の監視および取締りの強化を図ることが必要です。（安全安心課）
分野	④都市基盤、⑤環境保全

目標	7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
事態	7-2 道路啓開などの復旧・復興を担う人材など（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者など）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
分析 ・ 評価	<p>【防災教育や避難訓練の実施】(①②⑥) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や各種団体、学校などの公共施設利用者を対象とした避難訓練を実施または支援とともに、災害への備えや心構えなどのほか、避難時における事故や、通電火災などの二次災害への注意喚起など防災知識を総合的に学ぶ場として防災教育を実施するなど、町民の防災意識を高めることができます。（安全安心課、子ども支援課、生涯学習課、学校教育課） <p>【インフラ応急対策および道路交通確保】(②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時におけるインフラの応急対策や、障害物の除去、道路交通の確保などを円滑に行うため、建設関係団体との連携を強化することが必要です。（都市建設課）
分野	①健康・福祉・教育、②安全・安心、⑥協働・連携

目標	7. 地域社会・経游が迅速に再建・回復できる条件を整備する
事態	7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化などにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
分析 ・ 評価	<p>【地域福祉活動の推進】(①⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護者や障がい者など、地域で支援が必要な町民に対し、自助、共助、公助のバランスの取れた支援体制の充実が求められています。町民だれもが、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができるように、地域での支え合い、助け合いの体制を整えることが必要です。(健康福祉課) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、N P O 団体、ボランティアなどの機関ごとに、それぞれの目的や役割がありますが、それぞれの特色や得意分野を生かしながら、情報を共有し連携を図ることが必要です。(健康福祉課) 被災時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になれるよう、自治会や町内活動団体など、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化を図ることが必要です。(総務課) <p>【消費者の安全対策の推進】(①②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、住宅修理などの契約トラブルや、災害に便乗した不審な勧誘や悪質商法に関するトラブルが増えるため、悪質業者の情報提供や見守り体制の強化が必要です。(商工振興課) <p>【防犯対策の推進】(②⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災時の治安悪化を防止するため、平事からの情報収集および迅速な提供体制を構築することで町民の防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進することが必要です。(安全安心課) <p>【情報共有と町民参画の推進】(⑥⑦) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人居住者に対して、民間事業者による外国語で提供する防災情報アプリの活用など、情報提供のあり方について検討することが必要です。(安全安心課、住民課)
分野	①健康・福祉・教育、②安全安心、⑥協働・連携、⑦行財政運営

目標	7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
事態	7-4 仮店舗・仮事務所などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
分析 ・ 評価	<p>【公園などの施設整備】(④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園は、災害発生直後の一時避難場所や、復興に向けた仮設住宅建設用地として、重要なオープンスペースとなるため、必要に応じて防災機能を備える必要があります。(都市建設課) <p>【応急仮設住宅の供給】(④⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時において、迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、県や関係機関などとの連携を図ることが必要です。(都市建設課) <p>【民間事業者への復旧・復興支援】(③⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の生活再建について、商工会と連携の上、加盟事業者の増加を図るとともに連絡体制の確立など、早期に周知・実施できる体制を整備することが必要です。(商工振興課)
分野	③産業、④都市基盤、⑥協働・連携、⑦行財政運営

第5章 強靭化の推進方針

(1) 施策分野ごとの推進方針

第4章で設定した施策分野ごとの施策について、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する脆弱性評価の結果を踏まえ、地域の強靭化を図るための推進方針を定めました。

分野ごとの施策については、分野間で相互に関連する事項があることから、庁内関係部局が連携を図るとともに、行政・民間事業者・町民などが適切な役割分担のもと、協働・連携を図りながら、効率性や実効性を確保し進めていきます。

施策1：防災教育や避難訓練の実施						1-1、1-2、 1-4、7-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・邑楽消防署と連携し、町や自主防災組織が実施する防災訓練や出前講座、広報媒体などを通じて、住宅用火災報知器の設置を推進します。 ・邑楽消防署などの関係機関と連携し、災害に対する備えや避難の際の心構え、通電火災などの復旧後に起こりうる災害への注意点など、町民の防災に対する意識の高揚を図ります。 <p>【子ども支援課・生涯学習課・安全安心課・学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や各種関係団体、公民館の利用者、生徒、児童などを対象として、災害を想定した避難訓練の実施、災害に対する心構えやハザードマップの見方などの防災教育を実施し、町民の防災に対する意識高揚を図ります。 					
施策2：医療・福祉提供体制の整備						2-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急・医療活動が迅速に行われる体制を整えるとともに、被災者などの、健康的な避難生活環境の確保を図ります。 ・救急指定病院および協力病院に対して、救急患者の受入病床の確保を働きかけるとともに、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関に対して協力を求めるなど、町民だれもが、いつでもどこでも安心して適切な医療を受けられるよう努めます。 ・災害発生時における福祉施設などの被災状況を、迅速かつ正確に情報収集できるよう連絡体制や支援体制の構築を推進します。 <p>【子ども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、医療従事者や災害復旧活動従事者などが、それらの活動に専念できるよう、児童福祉施設の維持や早期復旧などを行うとともに、総合的な子育て支援対策を推進します。 					
施策3：人権教育の推進						2-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【住民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「群馬県人権教育充実指針」、ならびに「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」に基づき、人権教育や啓発に関する施策の充実を図ります。 					

施策4：避難所における感染症対策

2-4

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 协働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none">・感染症の発生に備えて、館林市邑楽郡医師会や保健福祉事務所、管内の市町との連携を図るとともに、感染症対策として、マスク、防護服などの必要物資の備蓄を進めます。・災害発生時における救護所や避難所の開設、感染症のまん延防止や衛生面でのケアなど、健康管理が実施できる体制の構築、また、医療従事者などの不足に対し、消防機関やDMA T（災害派遣医療チーム）など関係機関との連携体制を整備し、必要に応じて直ちに派遣できる体制の構築を図ります。 <p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none">・国の進める「新しい生活様式」を踏まえ、段ボールベッドやパーティションなどの備蓄を進めるとともに、収容人数を見直すことなどで、密にならない避難所体制を整えるよう努めます。・垂直避難や親類などの居住先への避難、エコノミークラス症候群への対応などの必要な対策を踏まえた上の車中避難など、避難所を利用しない避難方法の周知や、避難所を利用する場合の感染症対策などに対する啓発を進めます。

施策5：ペット同行避難体制の構築

2-4

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none">・ペットの同行避難について、すべての避難所での受け入れに向けた体制づくりや、飼い主に対する必要な準備や注意点の周知など、同行避難へ向けた周知・啓発を行います。

施策6：避難所施設の整備

2-1、2-5

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校の建物や付帯設備の老朽化対策、また、学校施設の内外壁など非構造部分の耐震化やトイレの洋式化を図り、利用者の安全確保と利用環境の改善を推進します。・災害時にプールの水を飲料水・生活用水として活用できるように、浄水装置の整備を進めます。 <p>【子ども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉施設や付帯設備の老朽化対策、また、内外壁など非構造部分の耐震化を図り、利用者の安全確保と利用環境の改善を推進します。 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none">・公民館や体育館など、災害時に避難所となる社会教育施設の、空調設備の計画的な改修を進めます。 <p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none">・広報活動や避難訓練を通じて、広く町民に福祉避難所について周知を図るとともに、災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者のスペース確保や環境整備、利用者の状況確認や相談体制の充実に努めます。

施策7：避難所における健康管理

2-5

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none">・避難者などの心臓が、突然正常に拍動できなくなった状態（心停止状態）への対策として、避難所となる公共施設や地区公民館への、自動体外式除細動器（AED）の整備を推進します。 <p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none">・発災直後から保健師などが避難所を巡回し、傷病者への対応、避難者数やハイリスク者数の把握に努めます。また、避難所巡回結果から、要フォロー者への個別支援や、要請に基づいた避難所での救護活動を行うとともに、状況に応じて災害医療派遣チームや医療機関などとの連携を図ります。・災害時には、避難者の疾病予防を目的として、インフルエンザ、感染性胃腸炎、食中毒などの感染症対策を講じるとともに、健康相談などの避難所巡回保健指導を実施します。

施策8：職員のケア体制の整備

3-1

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時において、確実に職員のケアが実施され、ストレスなどにより心身に不調をきたす職員ができる限り発生させないように、健康管理のルールを作成するなどして、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行います。・詳細な勤務管理体制の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行います。

施策9：地域福祉活動の推進

7-3

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 协働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「助け合い」「支え合い」の関係および仕組みをつくるため、「第2次邑楽町地域福祉計画」、および「第2次邑楽町地域福祉活動計画」を一体的に推進していきます。 ・地域において、支援を必要とするすべての人と、その家族などからの相談に個別に対応できるように、相談窓口体制を充実させるとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関、関係者と連携することで、相談支援体制の構築に地域全体で取り組みます。 ・福祉団体や民生委員・児童委員などの連携および協力の下、専門技術ボランティアの発掘、地域ボランティアグループの育成を図ります。 ・災害時に、お互いが助け合える近隣関係を、日頃から構築する場として、災害対策に関する講習会や勉強会、防災訓練などへの参加を積極的に呼びかけます。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な開設につなげるため、災害ボランティアの育成および登録の促進、ならびに設備や機材の整備を図ります。 <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になれるよう、自治会や町内活動団体など、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化に努めます。 ・町民に対して、地域対策の先進事例の紹介や、多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を実施します。

施策10：消費者の安全対策の推進

7-3

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 协働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化に伴う消費者トラブルの多様化を踏まえ、消費生活センターにおいて、消費者への助言や事業者との交渉、啓発活動、注意喚起を行い、消費者被害の回復や未然防止に努めます。

施策11：情報共有と町民参画の推進

1-4、7-3

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 协働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【住民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人居住者が、生活をしていく上で必要な情報を多方面から収集し、様々な媒体を用いて提供するとともに、窓口対応においては、自動翻訳機を活用し、必要な情報や地域でのルールなどについて、情報を必要とする方の母国語での意思疎通を推進します。 <p>【企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信を行っても、すべての情報が町民に届くわけではないため、発信するだけでなく、より多くの情報を受け取ってもらう仕組みづくりを推進します。 <p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人居住者に対して、民間事業者による外国語で提供する防災情報アプリの活用や、報道機関と連携した避難所における掲示物の多言語化など、災害時における情報提供のあり方について検討を行います。

施策12：消防力と救急体制の充実

1-1、2-2

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防職員、および消防団員への各種訓練・研修などの実施や、常備（邑楽消防署）および非常備（邑楽消防団）消防の施設、ならびに資機材の計画的な整備・更新を進めることで、効率的な消防体制を構築するとともに、消防団活動の重要性についての啓発促進や、町内事業所などの関係機関との協力体制構築などによる消防団員の確保、さらには常備消防・非常備消防・自主防災組織の協働による地域防災力強化などの各施策を通じて、消防力の充実・強化を図ります。 各種火災予防運動などの啓発活動や、住宅用火災報知器の普及促進を通じて、火災予防を推進します。 施設や資機材の計画的な更新や、ドクターへリとの連携強化、町民に対する救命講習の推進による初期救護体制の充実強化、近隣の医療機関との連携強化、および町民への救急車適正利用についての啓発などの各施策を通じて、救急・救助体制の整備・充実を図ります。

施策13：危機管理体制の整備

1-1、1-2、1-3

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急激な気候変動などを原因とする大規模災害が多発しており、その性質も多様化している中、町民の生命財産が脅かされる可能性への備えとして、避難生活の拠点となる公共施設の耐震化、備蓄物資や資材の計画的な備蓄および更新、各種防災関連計画およびマニュアル、ハザードマップなどの策定や見直し、情報発信体制の整備・強化、非常時における初動体制構築などの危機管理体制の整備に努めます。

施策14：地域防災力の向上

1-4

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業　都市基盤　環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課・総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公助の手が回らないことも想定し、自主防災組織の充実強化を促進するとともに、「邑楽町地域防災計画」の普及・啓発などにより、町民や企業などの自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。 <p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対する、防災出前講座開催などの啓発活動の推進や、総合防災訓練の計画的な実施、自主防災組織の強化（マイタイムライン作成支援など）など、地域防災力向上に向けた取組を推進します。 <p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法改正以前に建築された住宅に対して、安全性の確保について啓発を進めるとともに、耐震診断や改修に関する支援を促進します。

施策15：物資の備蓄・供給体制の整備

2-1

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業　都市基盤　環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における、必要物資の不足などを軽減するため、受援体制および近隣自治体などの相互応援体制の整備、民間企業などとの災害協定および物資供給協定の締結、物資・資材の計画的な備蓄および更新などを推進します。 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館調理室など、災害時の炊き出しなどに必要な施設・設備・備品の提供を行います。 <p>【子ども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、こども園が避難所となった場合に、炊き出し可能な施設としての、ガス調理器の維持管理に努めます。

施策16：業務継続体制の整備

3-1

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業　都市基盤　環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時における行政機能低下を防ぐため、業務継続計画（B C P）や職員初動マニュアル、受援計画などの整備、非常時を想定した訓練などの実施、国の応急対策職員派遣制度を活用した受援体制の整備などの施策を推進することで、非常時における行政機能低下の軽減を図ります。 ・災害や事故、事件などで職員、庁舎、設備などが相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、業務継続計画の更新や体制の向上を図ります。

施策17：電力などの供給停止対策		3-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営	
推進 方針	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置される役場庁舎において、大規模停電が発生しても本部の機能を喪失させないため、当該設備・燃料の常時維持を図ります。 	
施策18：ライフラインの災害対応力強化		4-1、5-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営	
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時におけるエネルギー供給停止を防止し、また被害を最小限とすべく、電気などのライフライン事業者との災害協定の締結、および連絡体制の構築を図ります。また、ガソリンなどの燃料における中核事業所指定について、関係機関との情報共有を行うとともに有事の際の活用を進めます。 	
施策19：市街地の整備		1-1、1-2、 2-3、5-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営	
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地における災害の拡大を抑制するため、避難行動および応急活動に支障となる狭あいな道路の拡幅整備を行い、災害に強いまちづくりを推進します。 ・排水施設の整備が不十分な市街地における、台風や豪雨などによる浸水の発生を抑制するため、鶴土地区画整理事業などにより、道路側溝や大型の雨水函渠（かんきょ）を整備し、災害に強いまちづくりを推進します。 ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難などに支障が生じるため、緊急輸送道路や幹線道路につながる狭あいな道路について、通行確保および迅速な対応の観点から、整備改善を推進します。 ・災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路整備等促進事業などを推進します。 	

施策20：道路機能の災害対応力強化

2-3、5-4

関連する 施策分野	健康・福祉・教育　安全安心　産業　都市基盤　環境保全　協働・連携　行財政運営
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における、緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備などを推進します。 ・発災後の迅速な輸送経路啓開に向けた、関係機関との連携体制の構築に取り組みます。 ・災害時においても、道路機能を適切に維持するため、橋梁などの予防保全型管理を推進します。 ・地震や強風による電柱倒壊で、緊急時の緊急輸送道路および救急搬送路などとなる基幹道路の遮断を防ぐため、電線共同溝や裏配線などの整備を進める無電柱化を検討します。 ・緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や、その結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進します。 ・インフラ施設の機能保全と強化のため、定期的な点検・診断や、補修補強などの現場を支援する装備や、コスト縮減を含む効率的な新技術の採用、橋梁、舗装などの個別施設計画の運用、道路附属物などの個別施設計画の策定を検討します。

施策21：交通安全対策の推進

5-4

関連する 施策分野	健康・福祉・教育　安全安心　産業　都市基盤　環境保全　協働・連携　行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に関する、掲示物や配布物などを活用するとともに、四半期ごとの交通安全運動期間を中心とする、交通安全関係団体と連携した街頭指導、交通指導車による巡回指導などの広報活動の実施や、高齢者が関係する事故の多発を受けた、高齢者自身の交通安全意識の向上と、それ以外の世代における交通弱者への配慮、ならびに飲酒運転を許さない環境づくりの定着化などへ向けた継続的な啓発活動を推進します。 ・自転車が関与する事故を防止し、その安全な利用促進を図るための、小学生に対する自転車教室の開催と、通学時の利用が多い中高生に対する、交通ルールの遵守およびマナーの向上に向けた啓発などの諸施策を推進することで、町民への交通安全意識の普及および高揚を図ります。 ・PTAによる旗振り当番などの、地域ぐるみの活動に対する支援や、通学路安全推進会議などを活用した通学路における交通安全対策の強化、交通指導員に対する適切な人員確保と資質向上に向けた研修などの開催、高齢者による自動車の誤操作に起因する事故防止のため、自動車誤発進防止装置設置費補助制度の町民への周知および活動促進などの諸施策を通じ、交通安全対策の強化を図ります。

施策22：危険物等貯蔵処理施設の管理							6-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法上の危険物などの管理について、邑楽消防署においてその届け出や、定期的な検査の実施などの実態把握、および必要に応じた是正指導の実施など、適正管理の促進に努めるとともに、災害時においては、これらの情報をもとに、適切な対応を実施する体制を構築します。 						
施策23：公害対策の推進							6-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質などの公共用水域への流出、もしくは地下への浸透、大気中への放出の防止などを図るため、有害物質を取り扱う施設について、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図ります。 ・有害物質の拡散・流出を防ぐため、危険物等取扱事業所における適正管理を促すとともに、有害物質の測定により、正確な情報の発信を行います。 <p>【学校教育課・生涯学習課・子ども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設や社会教育施設における放射線量のモニタリングを、継続して実施します。 <p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、農産物の出荷時に放射能の検査を行い、安全性の確認を行います。 						
施策24：テロ対策の推進							6-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関である、大泉警察署および邑楽消防署において、テロ対策訓練を実施し、非常に備えていることから、町防災担当部局において、それらの訓練への参加および見学を行うとともに、連絡体制の構築に努めます。 						
施策25：インフラ応急対策および道路交通確保							7-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の、インフラ施設などの応急対策業務に関して、総合防災訓練などを通じて、建設関係団体などとの連携強化を図り、災害時応援協定の締結を進めることで、さらに実効性を高めていきます。 ・災害時の、人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し、地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における、行政機関と建設業との連携体制の強化を図ります。また、災害の規模によっては県を通じて、町外建設団体にも支援要請を検討します。 						

施策26：防犯対策の推進

7-3

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 协働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に限らず、町民の生命財産を守り、安全で安心して暮らせる地域社会とするため、防犯講座や広報活動の充実により町民の自主的な防犯活動の推進を図るとともに、警察や防犯協会・学校・行政区などの関係団体との連携強化、および防犯情報などの迅速な収集提供により、町民の防犯意識の高揚に努めます。 ・邑楽町安全安心まちづくり推進条例に基づき、町・町民・企業が一体となった防犯体制の整備に努めるとともに、犯罪情報や防犯情報の、SNSなどを活用した迅速な提供による再犯防止や犯罪抑止、子どもや女性・高齢者を対象とした防犯に関する講習・指導の推進、警察OBの会計年度任用職員への登用による町庁舎などの公共施設および町内の巡回強化、特殊詐欺対策機器購入費補助制度の周知および利用促進を図ることによる、特殊詐欺被害の未然防止など、防犯体制の充実を図ります。 ・警察や行政区などの関係機関と連携した、日常的なパトロールなどの防犯活動や、県民防犯の日を重点日としたやまびこ運動（あいさつ運動）、地域やPTAと協力した見守りなどの保護活動、関係機関と連携した情報収集の強化と収集した情報の防犯活動への積極的な活用などの諸施策を実施し、町民へ対する、防犯意識の啓発および犯罪や非行を防止する環境整備を進めます。

施策27：農村環境の保全と改善

1-2、4-2、6-2

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや、下流への土砂流失の防止など多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時のリスクを増加させます。このため、圃場（ほじょう）の整備などによる農業生産基盤の整備に取り組み、農産物の安定的生産を図るとともに、農地の多面的機能の維持・發揮をさせることにより、防災・減災を図ります。 ・農業用施設の適正な点検や修繕、更新を行い、施設の長寿命化による防災・減災を図るとともに、農産物の安定供給を促進します。 ・ため池や調整池の適正な維持管理を行うことにより、湛水被害の防止を図り、安全安心な農業経営基盤づくりを図ります。また、大雨についても、関係機関などと連携して、適正な農業用水門の管理を行い、内水氾濫などの防止に努めます。 ・認定農業者の確保や再認定を推進するとともに、法人化など地域の実情に合った経営体の育成を図り、農産物の安定生産を推進します。 ・青年、女性、定年退職者などの新たな担い手の確保に向け、関係機関と連携するとともに、青年就農者啓農支援交付金や、指定野菜など生産推進事業など各種補助金を活用し、支援に取り組みます。 ・「実質化された人・農地プラン」に基づき、地域の農地の担い手への集積化・流動化を促進します。

施策28：家畜伝染病の予防と防疫体制の整備							2-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、家畜伝染病のまん延防止を的確に行うため、初動防疫に必要な資材を備蓄するとともに、関係機関と連携し、初動防疫体制の構築などを図ります。 						
施策29：業務継続計画の策定支援							4-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者支援法に基づく、販路拡大や生産性向上、事業承継を目的とした経営発達支援計画を、商工会と連携して策定し、計画に基づく支援を推進します。 ・中小事業者の、事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進し、危機管理能力の向上など、事業者の事業継続力を強化します。 						
施策30：農畜産物の高付加価値化と6次産業化の推進							4-2、6-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物は市場価格に収益を左右されやすいため、農畜産物の高付加価値化、6次産業化を、関係機関や町地産地消協議会、町認定農業者協議会と連携しながらPRし、あいあいセンターを中心とした商品開発などを推進します。 ・本町を代表する指定野菜などの生産者や新規就農者などに対し、農業用機械の導入やパイプハウス整備などの支援を行うことにより、安全で高品質な農産物の周年供給体制の確立を推進します。 						
施策31：地産地消の推進							4-2、6-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元農畜産物を、町内の学校給食や飲食店に使用してもらうとともに、県外のイベントや、町地産地消協議会と連携した町内イベントを活用し、地元農産物のより一層のPRを行い、地産地消・消費拡大を推進します。 						
施策32：食料の安定供給の確保							2-1、4-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【商工振興課・農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、食料などの物資供給の停滞も考えられることから、地元の商工会や、農業協同組合との連携を視野に入れた、供給体制づくりについて検討を進めます。 						

施策33：持続可能な農業経営の確立

6-2

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none">・農業経営規模の拡大や、農用地の集団化を目的とした「実質化された人・農地プラン」に基づき、農地中間管理機構の事業などを活用し、農業の生産性の向上や担い手への農地の利用集積を図ります。・近年、野生鳥獣による農作物被害が町内でも頻発しており、被害が広域にわたることから、農家個々での対応には限界があるため、毎年邑楽猟友会と連携して行う一斉捕獲とともに、業者などに委託して行う、檻を使用した通年捕獲を実施します。
施策34：民間事業者への復旧・復興支援	7-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業用地の確保については、所有土地の適正な管理を行い、復旧・復興時の土地利活用を円滑に進めています。また仮店舗・仮事務所などについては、被災者の生活再建支援について、早期に周知・実施できる体制の整備を行います。

施策35：公共施設などの整備

1-1

関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営
推進 方針	<p>【子ども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none">・園舎などの老朽化対策や内外壁など非構造部分の耐震化を図り、利用者の安全確保と利用環境の改善を推進するとともに、適正な維持・管理による要配慮者の人命保護を図ります。 <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none">・シンボルタワーは建築後27年以上が経過し、建物全体の経年劣化が進んでいることから、劣化に対する更新・修繕を進め、施設の長寿命化を図るとともに、効率的な施設運営を目指して、コストの縮減や来館者の増加のための取組を推進します。 <p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none">・防災拠点となる病院などにおける、電気、ガス、水道などのライフラインの確保や、建物の耐震性の向上へ向けた啓発を推進します。 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none">・「邑楽町公共施設等総合管理計画」に基づき、生涯学習施設の長寿命化および耐震化を推進します。また、施設の新設にあたっては、耐震化と併せ、災害時の避難所としての機能も考慮していきます。 <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none">・町の防災拠点となる公共施設については、被災すると避難や救助活動などに支障を及ぼすことが想定されるため、防災機能の強化を目的とした改修などを実施することにより、建物の安全性の向上を図ります。・災害時の避難所となる、地区公民館の耐震補強および改修を推進し、建物の安全性を確保します。 <p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none">・あいあいセンターは開館後25年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な補修、および更新を行い、施設の長寿命化を図ります。 <p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none">・洪水調節施設、排水施設の老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、貯留施設や排水施設などの浸水対策について検討します。

施策36：住宅の耐震化							1-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による、建築物の倒壊などの被害から町民の命と財産を守ることを目的として、「邑楽町耐震改修促進計画」に基づき、旧建築基準法（S56.5.31以前）に基づき建築された木造住宅に対し、耐震化を促進します。 ・令和元年度に改定を行った、「邑楽町町営住宅長寿命化計画」に基づき、建替えた町営住宅の長寿命化と、老朽化した町営住宅の建替えを推進します。 ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業などを推進します。 						
施策37：空き家対策の推進							1-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者などに対し、その適正な管理について情報発信などの啓発を行い、管理が不十分な空き家の解消を図るとともに、利活用可能な空き家の活用についても情報提供などを行います。 						
施策38：適正な土地利用の推進							1-1、1-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクに対応しながら、町民だれもが安心して暮らすために、必要な都市機能を集約する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。 ・災害の特性や地域の状況などを踏まえ、災害に対応した、適切な土地利用を推進します。 						
施策39：総合的な治水対策							1-2、2-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営						
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水常襲地域においては、関係機関と連携して、排水施設の整備などの内水対策、また、背水影響（バックウォーター）のある排水路においては、排水施設の整備や法面（のりめん）保護対策などの危機管理対策を検討します。 ・台風やゲリラ豪雨（局地的な想定以上の豪雨）の頻発による、水路溢水（いっすい）のリスク増大に対処するため、水路の整備・維持管理を適切に行い、水害防止を図ります。 ・台風やゲリラ豪雨の頻発による、道路冠水などの内水氾濫のリスク増大に対処するため、冠水実績箇所周辺などの側溝・水路など排水施設の整備、アンダーパス排水施設の補修・更新、および安全対策施設整備を推進します。また、河川や水路など排水施設の排水機能の向上を推進します。 						

施策40：道路管理体制の強化						1-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールの適切な実施により、道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進めます。 ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、群馬県道路除雪会議を通じた除雪体制の確保および邑楽町道路河川緊急時対策協力会と連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路などの除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進します。 					
施策41：避難所の運営体制の整備						2-5
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築します。 ・町の防災拠点となる公共施設の、非構造部材の耐震化や、非常用電源および空調設備の整備を進めます。 					
施策42：安定した上水道の供給						5-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部水道企業団において、水道施設の老朽化対策や、耐震化を進めるとともに、安定した水道水の供給がされるよう、町と情報を共有し連絡体制の強化を図ります。 					
施策43：公共下水道事業などの推進・強化						5-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東毛流域下水道（西邑楽処理区）関連邑楽町公共下水道事業計画」に基づく、未普及地区の施設整備の推進や、定期的な調査および補修工事により、施設機能を確保し、被害の最小限化、および機能停止リスクの軽減を図ります。 ・「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、合併浄化槽設置に対する補助金の交付を行うことで設置を促進するとともに、機能停止リスクの軽減や二次的災害である衛生環境悪化を最小限にとどめるため、耐用年数を迎つつあるみなし浄化槽（単独処理浄化槽）から合併処理浄化槽への転換促進事業の継続を図ります。 ・平常時から、排水施設の適切な管理方法について指導、周知を図ります。 ・民間の維持管理関連業者と、緊急連絡体制の確認や連携の強化を図ります。 ・災害時における代替施設の確保を行います。 					

施策44：し尿処理施設の防災対策の強化						5-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障をきたすことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化などを進めます。 					
施策45：緊急輸送道路などの沿道建築物耐震化						5-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路などについて、被災時における避難や救助を、円滑かつ迅速に行うために、沿道建築物の耐震化を促進するとともに、地震ハザードマップの周知および活用により、建築物の耐震化の促進につなげていきます。 					
施策46：交通環境の整備						5-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共バスの維持を図るため、運行事業者への支援を継続して行います。 ・広域での公共交通ネットワークの形成を目指す「館林都市圏地域公共交通計画」に基づき、町内路線についても、結節点、経路などの改善を図ると同時に、様々な移動手段との連携を図り、多様な移動手段の確保を目指します。 					
施策47：ストックヤード（仮置場）の確保						7-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊などにより、大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を図ります。 					
施策48：大規模災害時の災害廃棄物の処理体制の整備						7-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を、適正かつ円滑・迅速に行うための、平時の備えや、発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上に努めます。 ・大規模災害時には、通常の廃棄物に加え、大量に発生する災害廃棄物を、適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から、災害廃棄物の処理体制の整備を図ります。 					

施策49：ごみ処理の適正化の推進						7-1
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場へ持ち込まれる災害廃棄物の選別・分別を徹底し、処理の優先度の高いものから許可業者による収集運搬を迅速に行い、処理施設などで適正な処理を行います。 ・ごみステーションや、道路などに片付けごみなどが放置されないよう、周知徹底を行うとともに、不法投棄の監視、および取締りの強化を図ります。 					
施策50：公園などの施設整備						7-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園は、災害発生直後の一時避難場所や、復興に向けた仮設住宅建設用地として、重要なオープンスペースとなるため、必要に応じて防災機能を付加していきます。 ・平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所や救援、復旧活動の拠点などの機能を持つオープンスペースを確保するため、既存の公園における施設の耐震化、老朽化対策、長寿命化などを推進し、計画的な維持管理・更新を図るとともに、鶴土地区画整理事業区域内などにおいて、社会資本整備総合交付金などの補助事業を活用しながら、公園の整備および確保を進めていきます。 					
施策51：応急仮設住宅の供給						7-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、県や関係機関などの連携を図ります。 					
施策52：除雪体制の確保						1-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、群馬県道路除雪会議を通じた除雪体制の確保および邑楽町道路河川緊急時対策協力会と連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路などの除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進します。 					
施策53：警察・自衛隊などの連携強化						2-2
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急、救助活動の主体となる、消防、警察、自衛隊などの関係機関との連携強化をさらに進めます。 					

施策54：災害対応車両の燃料供給体制の強化						2-3
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料事業者と、町との災害協定の締結を進めるなど、非常時における災害対応車両への燃料供給体制を、より強固なものとするよう、連携の強化を図ります。 					
施策55：防災インフラの迅速な復旧						5-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【都市建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に、防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業者など復旧復興の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための体制づくりや、手法の習得に努めます。 					
施策56：情報発信体制の整備および手段の多様化						1-4
関連する 施策分野	健康・福祉・教育 安全安心 産業 都市基盤 環境保全 協働・連携 行財政運営					
推進 方針	<p>【安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時における、情報発信体制、および初動体制の整備・強化に努めるとともに、各防災関連計画、マニュアルなどの適宜見直しを行います。 <p>【企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災の観点から、避難所となる公共施設への、公衆無線LANの整備を進めます。 					

第6章 計画の推進および進捗（しんちょく）管理

（1）優先的に取組む施策

限られた資源で、効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を持った、安全・安心な地域社会の構築に向けた強靭化を推進するためには、優先的に取組む施策を明確化して、重点的に取組を進める必要があります。

本計画において優先的に取組む施策については、県計画との整合を図りつつ、本町で想定される災害の特性を踏まえた影響の大きさや緊急度などを勘案した上で、優先的に取組む施策の位置づけを行いました。

【優先的に取組む施策】

備えるべき目標	優先的に取組む施策	関係課	関連するリスクシナリオ	関連する施策分野
1. 人命の保護が最大限図られる	【施策1】防災教育や避難訓練の実施	安全安心課 子ども支援課 生涯学習課	1-1、1-2、 1-4、7-2	健康・福祉・教育 安全安心 協働・連携
	【施策11】情報共有と町民参画の推進	企画課 住民課 安全安心課	1-4、7-3	協働・連携 行財政運営
	【施策12】消防力と救急体制の充実	安全安心課	1-1、2-2	安全安心 協働・連携
	【施策13】危機管理体制の整備	安全安心課	1-1、1-2、1-3	安全安心 都市基盤 協働・連携
	【施策14】地域防災力の向上	安全安心課 総務課 都市建設課	1-4	安全安心 協働・連携
	【施策27】農村環境の保全と改善	農業振興課	1-2、4-2、6-2	産業 環境保全 協働・連携
	【施策35】公共施設などの整備	子ども支援課 商工振興課 健康福祉課 生涯学習課 総務課 農業振興課 都市建設課	1-1	都市基盤
	【施策36】住宅の耐震化	都市建設課	1-1	都市基盤
	【施策39】総合的な治水対策	都市建設課	1-2、2-3	都市基盤
	【施策52】除雪体制の確保	都市建設課	1-3	協働・連携

【優先的に取組む施策】

備えるべき 目標	優先的に取組む施策	関係課	関連する リスクシナリオ	関連する 施策分野
2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	【施策3】人権教育の推進	住民課	2-3	健康・福祉・教育
	【施策5】ペット同行避難体制の構築	安全安心課	2-4	健康・福祉・教育 環境保全 協働・連携
	【施策6】避難所施設の整備	学校教育課 子ども支援課 生涯学習課 健康福祉課	2-1、2-5	健康・福祉・教育 都市基盤
	【施策12】消防力と救急体制の充実	安全安心課	1-1、2-2	安全安心 協働・連携
	【施策15】物資の備蓄・供給体制の整備	安全安心課 子ども支援課 生涯学習課	2-1	安全安心 協働・連携
	【施策20】道路機能の災害対応力強化	都市建設課	2-3、5-4	安全安心 都市基盤 協働・連携
	【施策32】食料の安定供給の確保	商工振興課 農業振興課	2-1、4-2	産業 協働・連携
	【施策41】避難所の運営体制の整備	総務課	2-5	都市基盤 協働・連携
	【施策54】災害対応車両の燃料供給体制の強化	安全安心課	2-3	協働・連携
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	【施策8】職員のケア体制の整備	総務課	3-1	健康・福祉・教育 行財政運営
	【施策16】業務継続体制の整備	安全安心課	3-1	安全安心 協働・連携 行財政運営
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	【施策18】ライフラインの災害対応力強化	安全安心課	4-1、5-1	安全安心 協働・連携
	【施策27】農村環境の保全と改善	農業振興課	1-2、4-2、6-2	産業 環境保全 協働・連携
	【施策29】業務継続計画の策定支援	商工振興課	4-1	産業 協働・連携
	【施策32】食料の安定供給の確保	商工振興課 農業振興課	2-1、4-2	産業 協働・連携

【優先的に取組む施策】

備えるべき 目標	優先的に取組む施策	関係課	関連する リスクシナリオ	関連する 施策分野
5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	【施策20】道路機能の災害対応力強化	都市建設課	2-3、5-4	安全安心 都市基盤 協働・連携
	【施策21】交通安全対策の推進	安全安心課	5-4	安全安心 都市基盤
	【施策43】公共下水道事業などの推進・強化	安全安心課	5-3	都市基盤 協働・連携
	【施策46】交通環境の整備	企画課	5-4	都市基盤
6. 制御不能な二次災害を発生させない	【施策23】公害対策の推進	学校教育課 農業振興課 安全安心課 生涯学習課	6-1	安全安心 環境保全
	【施策24】テロ対策の推進	安全安心課	6-1	安全安心 協働・連携
	【施策27】農村環境の保全と改善	農業振興課	1-2、4-2、6-2	産業 環境保全 協働・連携
	【施策33】持続可能な農業経営の確立	農業振興課	6-2	産業
7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	【施策1】防災教育や避難訓練の実施	安全安心課 子ども支援課 生涯学習課	1-1、1-2、 1-4、7-2	健康・福祉・教育 安全安心 協働・連携
	【施策9】地域福祉活動の推進	総務課 健康福祉課	7-3	健康・福祉・教育 協働・連携
	【施策10】消費者の安全対策の推進	商工振興課	7-3	健康・福祉・教育 安全安心 協働・連携
	【施策26】防犯対策の推進	安全安心課	7-3	安全安心 協働・連携
	【施策34】民間事業者への復旧・復興支援	商工振興課	7-4	産業 行財政運営
	【施策48】大規模災害時の災害廃棄物の処理体制の整備	安全安心課	7-1	都市基盤 環境保全

(2) 重要業績指標（KPI）の設定

本計画で位置づけた施策の実施や効果の把握、また、施策の見直しなど計画の進捗（しんちょく）管理を行うために、重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定します。

重要業績指標（KPI）は、優先的に実施する施策などを踏まえ、計画期間（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）を目途に、次の項目を設定しました。

【重要業績指標（ＫＰＩ）一覧】

1. 人命の保護が最大限図られる				
	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	担当課	関連施策
①消防団詰所更新率	16%	58%	安全安心課	施策12
②救命講習受講者数	2,800人	6,040人	安全安心課	施策12
③避難行動要支援者個別避難計画作成率	0%	100%	安全安心課	施策13
④防災行政無線戸別受信機配備世帯	30世帯	300世帯	安全安心課	施策13
⑤防災出前講座開催累計数	5回	50回	安全安心課	施策1
⑥生涯学習施設における防災教育事業などへの年間参加者数	95人	140人	生涯学習課	施策1
⑦小中学校における消防設備の保守点検回数	2回/年	2回/年	学校教育課	施策35
⑧公共施設などの耐震化率	100%	100%	総務課 都市建設課 子ども支援課 健康福祉課 農業振興課 商工振興課 学校教育課 生涯学習課	施策35
⑨民間住宅の耐震化率	75%	92%	都市建設課	施策36
⑩公共施設における避難訓練実施率	100%	100%	子ども支援課 学校教育課 生涯学習課	施策1
⑪多面的機能支払交付金事業による取組面積	131.6ha	184.3ha	農業振興課	施策27
⑫一級河川改修率	67%	71%	都市建設課	施策39
⑬除雪における協力事業者数	10事業者	10事業者	都市建設課	施策52
⑭自主防災組織におけるタイムライン作成率	0%	100%	安全安心課 総務課	施策14
⑮おうらお知らせメール登録者の満足度	100%	100%	企画課	施策11
⑯窓口における情報提供可能な言語数	1ヵ国語	5ヶ国語	住民課	施策11

【重要業績指標（ＫＰＩ）一覧】

2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	担当課	関連施策
①備蓄物資の備蓄率	100%	100%	安全安心課	施策15
②食料のローリングストックの実施率	20%	100%	子ども支援課	施策15
③事業者などとの災害協定の締結数	28団体	55団体	安全安心課 商工振興課 農業振興課	施策15 施策18 施策32 施策54
④学校プールにおける浄水装置の整備数	1校	2校	学校教育課	施策6
⑤消防団員充足率	100%	100%	安全安心課	施策12
⑥早急に改修が必要な橋梁の改修率	33%	100%	都市建設課	施策20
⑦人権啓発講演会の参加者数	450人	480人	住民課	施策3
⑧ペット同行避難可能指定避難所率	26%	100%	安全安心課	施策5
⑨指定避難所における空調設備整備率	46%	100%	総務課 学校教育課 生涯学習課 商工振興課	施策6 施策41

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	担当課	関連施策
①職員向け防災研修受講率	30%	100%	安全安心課	施策16
②各種防災計画・マニュアルなどの策定期率	100%	100%	安全安心課	施策16

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	担当課	関連施策
①中小企業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定期率	5%	50%	商工振興課	施策29
②認定農業者数	140人	140人	農業振興課	施策27

【重要業績指標（ＫＰＩ）一覧】

5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	担当課	関連施策
①下水道管渠（かんきょ）耐震化率	100%	100%	安全安心課	施策43
②公共バス利用者数	15,705人	18,000人	企画課	施策46
③交通事故による年間の24時間以内死者数	0人	0人	安全安心課	施策21
④自動車誤発進防止装置設置費補助金利用者数	9人/年	10人/年	安全安心課	施策21

6. 制御不能な二次災害を発生させない

	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	担当課	関連施策
①放射線量のモニタリング実施数	小中学校	2回/年	学校教育課	施策23
	農産物	1回/年	農業振興課	施策23
②テロ対策訓練への年間参加回数	1回/年	1回/年	安全安心課	施策24
③担い手への農地の集積率	59%	74%	農業振興課	施策33

7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

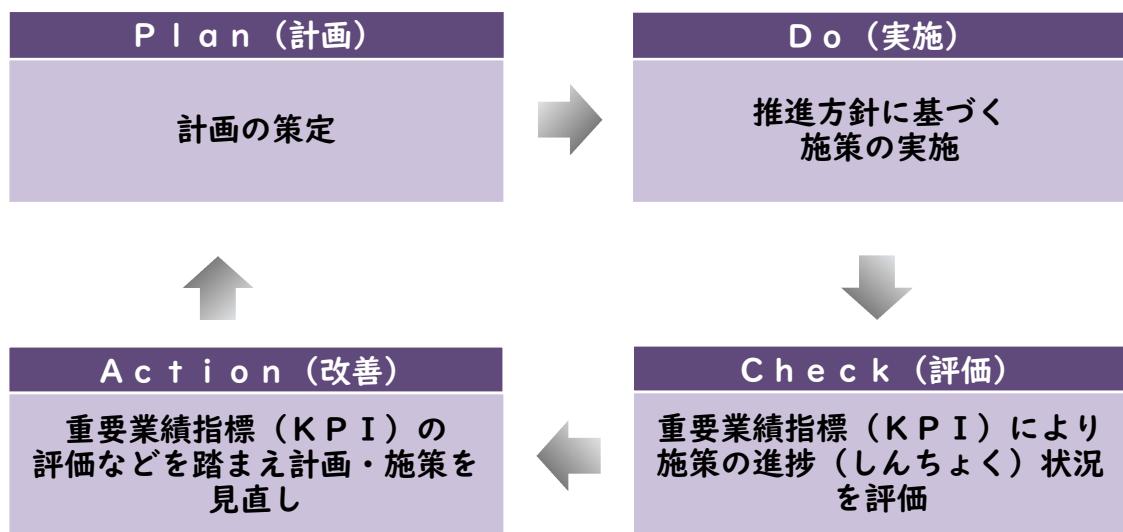
	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	担当課	関連施策
①不法投棄認知件数	50件	20件	安全安心課	施策48
②外国人世帯の自治会加入率	3%	15%	総務課	施策9
③悪質業者などの情報発信件数	30件/年	30件/年	商工振興課	施策10
④特殊詐欺対策機器等購入費補助金利用者数	18人/年	10人/年	安全安心課	施策26
⑤防犯灯設置基数	2,056基	2,326基	安全安心課	施策26
⑥商工会員数	520人	530人	商工振興課	施策34

(3) 施策の推進と進捗（しんちょく）管理

本計画に位置づけを行った各施策については、「邑楽町第六次総合計画」、「邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「邑楽町地域防災計画」、また各分野の計画と連携を図りながら、計画的に取組を推進します。

また、計画に推進にあたっては、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルにより、設定した重要業績指標（K P I）や各取組の進捗状況や効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

【計画のP D C Aの流れ】



参考資料

■重要業績指標（KPI）の説明

1. 人命の保護が最大限図られる

指 標	内 容
①消防団詰所更新率	消防団詰所12箇所に対する改修済詰所の割合
②救命講習受講者数	邑楽消防署による普通救命講習の受講者数
③避難行動要支援者個別避難計画作成率	避難行動要支援者名簿登載者に対する個別避難計画の作成率
④防災行政無線戸別受信機配備世帯	防災行政無線戸別受信機の要件に合致する世帯への無償貸与世帯数
⑤防災出前講座開催累計数	防災担当者による行政区や団体などを対象とした防災出前講座の開催数の累計
⑥生涯学習施設における防災教育事業などへの年間参加者数	①教室・講座などで防災教育を行った、②団体・グループで防災教育を行った、③施設として避難訓練を行った、④その他、防災関係の取組を行った参加者数の年間総計
⑦小中学校における消防設備の保守点検回数	小中学校6校における消防法に基づく消防設備などの点検回数
⑧公共施設などの耐震化率	建物系公共施設個別施設計画で長寿命化対象とした65棟の耐震化率
⑨民間住宅の耐震化率	町内総住宅戸数9,836戸に対する耐震性あり住宅戸数の割合
⑩公共施設における避難訓練実施率	保育園2園、幼稚園2園、こども園1園、児童館4館、小学校4校、中学校2校、生涯学習施設5館における各施設年1回以上の避難訓練実施率
⑪多面的機能支払交付金事業による取組面積	町内における多面的機能支払交付金事業の取組面積
⑫一級河川改修率	町内を流れる一級河川の町内総延長33,340mに対する河川改修済延長の割合
⑬除雪における協力事業者数	緊急時対策協力会に入会している業者数
⑭自主防災組織におけるタイムライン作成率	自主防災組織（行政区）34組織におけるマイタイムラインの作成率
⑮おうらお知らせメール登録者の満足度	メール登録者のうち、頻度・内容などに満足した人の割合（メール添付の電子申請にて実施予定）
⑯窓口における情報提供可能な言語数	窓口での対応において、必要な情報を職員が母国語で直接やりとりできるよう紙媒体を用いて提供。

2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

指 標	内 容
①備蓄物資の備蓄率	備蓄食料および毛布・携帯用トイレを9,000人分、感染症対策用品を600人の使用を想定した分の各数量を備蓄する計画の進捗（しんちょく）率
②食料のローリングストックの実施率	保育園・こども園計3園における全園児の3食分の食材を備蓄している割合
③事業者などとの災害協定の締結数	関係機関・団体・ライフライン事業者、食料・資材など、災害時に必要となる物資を取り扱う事業者などとの災害協定締結数
④学校プールにおける浄水装置の整備数	学校プールの貯留水を生活用水として使用するための浄水装置整備数
⑤消防団員充足率	邑楽消防団定数121名に対する充足率
⑥早急に改修が必要な橋梁の改修率	早急に改修が必要な橋梁数3橋に対する改修済となった橋梁数の割合
⑦人権啓発講演会の参加者数	人権啓発講演会への年間参加者数
⑧ペット同行避難可能指定避難所率	指定避難所15箇所のうちペット同行避難が可能な避難所の割合
⑨指定避難所における空調設備整備率	指定避難所15箇所における空調設備の整備率

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

指 標	内 容
①職員向け防災研修受講率	正規職員195名のうち防災に関する研修を受講した職員の割合
②各種防災計画・マニュアルなどの策定期率	法令で策定が義務づけられている防災関連計画、マニュアルなどの策定期率

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

指 標	内 容
①中小企業者の事業継続計画（B C P）策定期率	町内事業所1,054箇所に対するB C P策定期率の割合
②認定農業者数	法人を含む認定農業者数

5. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

指 標	内 容
①下水道管渠（かんきょ）耐震化率	公共下水道の管渠総延長のうち、耐震化を行った管渠の割合
②公共バス利用者数	町内の公共バスを利用した人の年間延べ人数（令和4年10月に路線切り替え予定）
③交通事故による年間の24時間以内死者数	町内における交通事故による年間死者数
④自動車誤発進防止装置設置費補助金利用者数	自動車誤発進防止装置設置費補助制度の年間利用者数

6. 制御不能な二次災害を発生させない

指 標	内 容
①放射線量のモニタリング実施数（小学校）	小中学校における空気中の放射線量の測定回数
①放射線量のモニタリング実施数（農産物）	町内産のタケノコにおける放射能モニタリング年間実施回数
②テロ対策訓練への年間参加回数	関係機関によるテロ対策訓練への職員参加回数
③扱い手への農地の集積率	町内耕地面積1,480haに対する認定農業者などの扱い手への農地の集積率

7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

指 標	内 容
①不法投棄認知件数	年間の不法投棄認知件数
②外国人世帯の自治会加入率	町内の外国人世帯486世帯における自治会への加入世帯率
③悪質業者などの情報発信件数	おうらお知らせメールやSNSなどを活用した年間情報提供数
④特殊詐欺対策機器等購入費補助金利用者数	特殊詐欺対策機器等購入費補助制度の年間利用者数
⑤防犯灯設置基數	町内における防犯灯設置基數
⑥商工会会員数	邑楽町商工会へ加入している事業主の数

邑楽町国土強靭化地域計画
【令和4年 月策定】

邑 樂 町

〒370-0962 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1
TEL : 0276-88-5511
FAX : 0276-88-3247
E-Mail : safe@swan.town.ora.gunma.jp
